

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等
に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）

<第5次>

（素案）

令和7年11月

富山県

目 次

| | | |
|-------|-----------------------------------|----|
| 第 1 章 | 計画の趣旨 | |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の性格と役割 | 3 |
| 3 | 計画期間 | 3 |
| 4 | 計画の進行管理 | 3 |
| 第 2 章 | 富山県におけるDVの現状 | |
| 1 | 相談件数等の推移 | 5 |
| 2 | 県民の意識 | 6 |
| 3 | 富山県におけるこれまでの取組み | 22 |
| 第 3 章 | 計画の目標等 | |
| 1 | 計画の目標（めざす方向） | 24 |
| 2 | 基本理念 | 24 |
| 3 | 基本目標 | 24 |
| 4 | 施策の実施に関する基本的な考え方 | 25 |
| | 計画の体系 | 27 |
| | DV対策推進に係る役割・機能 | 29 |
| 第 4 章 | 計画の内容 | |
| | 基本目標Ⅰ 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進 | 32 |
| | 基本目標Ⅱ 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備 | 37 |
| | 基本目標Ⅲ 安全な保護体制の構築 | 47 |
| | 基本目標Ⅳ 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化 | 53 |
| | 基本目標Ⅴ 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備 | 58 |

第 1 章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力*（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があり、周囲も気が付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

とりわけ、DV被害者は多くの場合が女性であり、DVは、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題であると言われています。また、こどもの目の前でDVが行われることは、こどもの健全な心身の発達の妨げとなり、こどもにも大きな影響をもたらします。

このため、国においては、平成 13 年 4 月に、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。

その後、平成 16 年の法改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即して、都道府県は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定することや、被害者の保護を図る責務が明確化されました。

平成 19 年の法改正では、保護命令制度の拡充や、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置を市町村の努力義務とするなど、市町村における取組みの促進が図られました。

平成 25 年の法改正では、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象となりました。

令和元年の法改正では、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明文化されるとともに、保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとされました。

さらに、令和 5 年の法改正では、保護命令の対象が自由・名誉・財産への脅迫にも拡大され、有効期間の延長や違反時の罰則強化が図られました。加えて、基本方

針及び都道府県基本計画には、被害者の自立支援や関係機関との連携強化などの記載事項が追加され、関係機関による協議会の設置が法定化されました。

本県では、平成 18 年 3 月に策定した「富山県 D V 対策基本計画」に基づき、配偶者暴力相談支援センターである女性相談支援センターを中心として、警察など関係機関と連携しながら、D V の相談、保護等の支援を積極的に進めてきました。また、平成 21 年 3 月には第 2 次計画を、平成 28 年 3 月には第 3 次計画を、令和 3 年 3 月には第 4 次計画を策定し、女性相談支援センターの相談機能の強化、安全な保護体制の構築や若年層に対する予防啓発、市町村の主体的な取組みの推進に取り組んできました。

しかしながら、顕在化している D V 被害の状況や課題、法改正の趣旨などを踏まえつつ、関係機関との連携を強化し施策を総合的かつ効果的に展開していく必要があること、また、現行の第 4 次計画が計画期間満了を迎えることから、このたび、第 4 次計画を改定することとしました。

今後、この計画に基づき、D V の未然防止をはじめとして、被害者の相談から自立にいたるまでの総合的な施策を着実に展開し、配偶者からの暴力のない社会の実現をめざしていきます。

※配偶者からの暴力

【配偶者の定義について】

D V 防止法では、「配偶者」には事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含むとされています。この計画では、さらに、D V の未然防止のための取組みや意識啓発などにおいて、配偶者以外の恋人など親密な関係にあるパートナーも含め、施策を進めていくこととしています。

【暴力の定義について】

この計画では、「平手でうつ」、「足でける」といった身体に対する暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」、「無視する」などの精神的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力や、「生活費を渡さない」、「仕事に就くことを許さない」などの経済的暴力も含みます。

また、離婚等の後も引き続き元配偶者から受ける身体に対する暴力等も含みます。

2 計画の性格と役割

- (1) DV防止法第2条の3の規定に基づく富山県の基本計画です。
- (2) 富山県民男女共同参画計画の他、子育て支援、人権、児童虐待、福祉、教育などの分野との連携を図ります。
- (3) この計画の趣旨を踏まえ、市町村、関係機関、関係団体等の主体的な参画と、県と連携した積極的な取組みを期待するものです。
- (4) 県民に対しては、計画の推進について理解と協力を期待するものです。
- (5) 富山県は、令和元年7月に国の「SDGs未来都市」に選定され、「富山県未来都市計画」に基づき、SDGs達成に向けた施策を推進しており、本計画においても、関連する6つのゴールを踏まえ施策を推進していきます。



3 計画期間

令和8年度から12年度までを計画期間とします。

ただし、基本方針が見直された場合又は新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の進行管理

富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議において、策定後の情勢の変化を適切に把握しつつ、総合的かつ効果的な施策の推進に取り組みます。

第2章 富山県におけるDVの現状

1 相談件数等の推移

DVに関する相談件数は、女性相談支援センターと県民共生センターをあわせて、令和6年度は、3,674件となっており、ピーク時である平成25年度の4,714件に比べると減少しているものの、近年、高水準で推移しています。この要因としては、これまで夫婦間のプライベートな問題として潜在化していた被害が顕在化してきたこと、さらに、DVに対する県民の理解が進んだことが考えられます。

ODVに関する相談件数（延べ数） （単位：件）

| 区分 \ 年度 | H24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 女性相談支援センター | 3,825 | 4,648 | 2,836 | 3,033 | 2,848 | 3,366 | 3,054 | 3,343 | 3,843 | 4,076 | 3,452 | 3,596 | 3,657 |
| 県民共生センター | 65 | 66 | 78 | 52 | 39 | 43 | 38 | 27 | 17 | 22 | 15 | 12 | 17 |
| 計 | 3,890 | 4,714 | 2,914 | 3,085 | 2,887 | 3,409 | 3,092 | 3,370 | 3,860 | 4,098 | 3,467 | 3,608 | 3,674 |
| (参考) 全国 | 89,490 | 99,961 | 102,963 | 111,172 | 106,367 | 106,110 | 114,481 | 119,276 | 129,491 | 122,478 | 122,211 | 126,743 | 未公表 |

※女性相談支援センターの件数：女性相談支援センター職員、富山市・高岡市・南砺市(H22年度～)、黒部市生涯学習課(H26年度～)の各女性相談支援員が受け付けた件数
 全国：配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

また、女性相談支援センターにおける一時保護人数は、令和5年度が22人、令和6年度は20人と、前年度に比べ2人減少しています。

ODV被害者の一時保護 （単位：人）

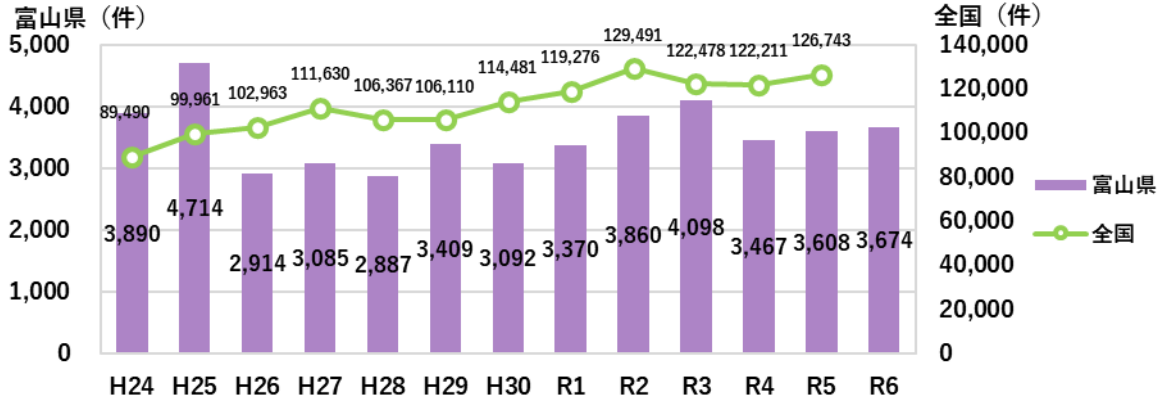
| 区分 \ 年度 | H24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 富山県 | 26 | 49 | 43 | 34 | 25 | 25 | 22 | 31 | 27 | 33 | 20 | 22 | 20 |
| 同伴児童数 | 31 | 40 | 22 | 28 | 17 | 16 | 11 | 18 | 17 | 29 | 11 | 22 | 14 |
| (参考) 全国 | 4,373 | 4,366 | 4,143 | 3,722 | 3,214 | 3,000 | 2,814 | 2,758 | 2,376 | 2,087 | 1,997 | 未公表 | 未公表 |

保護命令発令状況は、令和5年度が14件、令和6年度は13件と前年度に比べ1件減となっています。

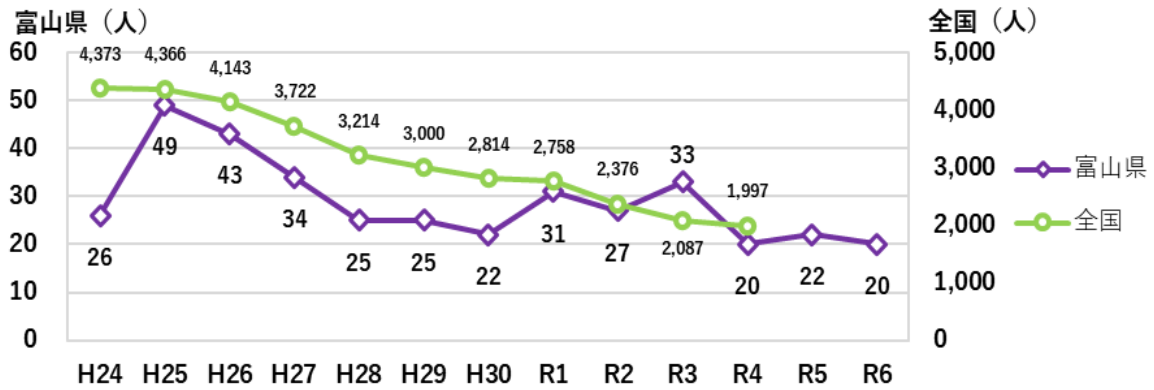
○保護命令の発令状況 （単位：件）

| 区分 \ 年度 | H24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 富山県 | 13 | 13 | 9 | 8 | 5 | 8 | 8 | 16 | 14 | 7 | 10 | 14 | 13 |
| 全国 | 2,454 | 2,351 | 2,575 | 2,339 | 2,007 | 1,811 | 1,645 | 1,549 | 1,444 | 1,293 | 1,097 | 1,096 | 1,101 |

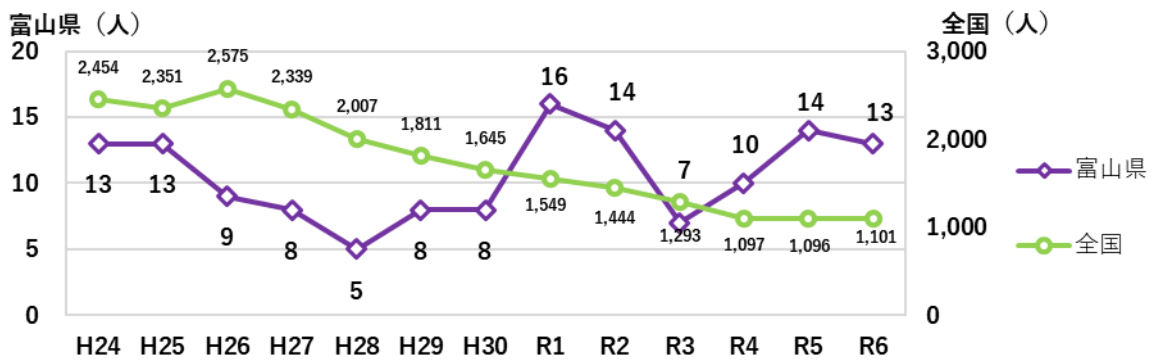
◆ D Vに関する相談件数の推移



◆ D V被害者の一時保護の推移



◆ 保護命令の発令状況の推移



2 県民の意識

令和6年度男女間における暴力に関する調査（富山県）

調査期間：令和6年8月2日～23日

調査対象：県内在住の18歳から69歳の男女2,000名（男女各1,000名）

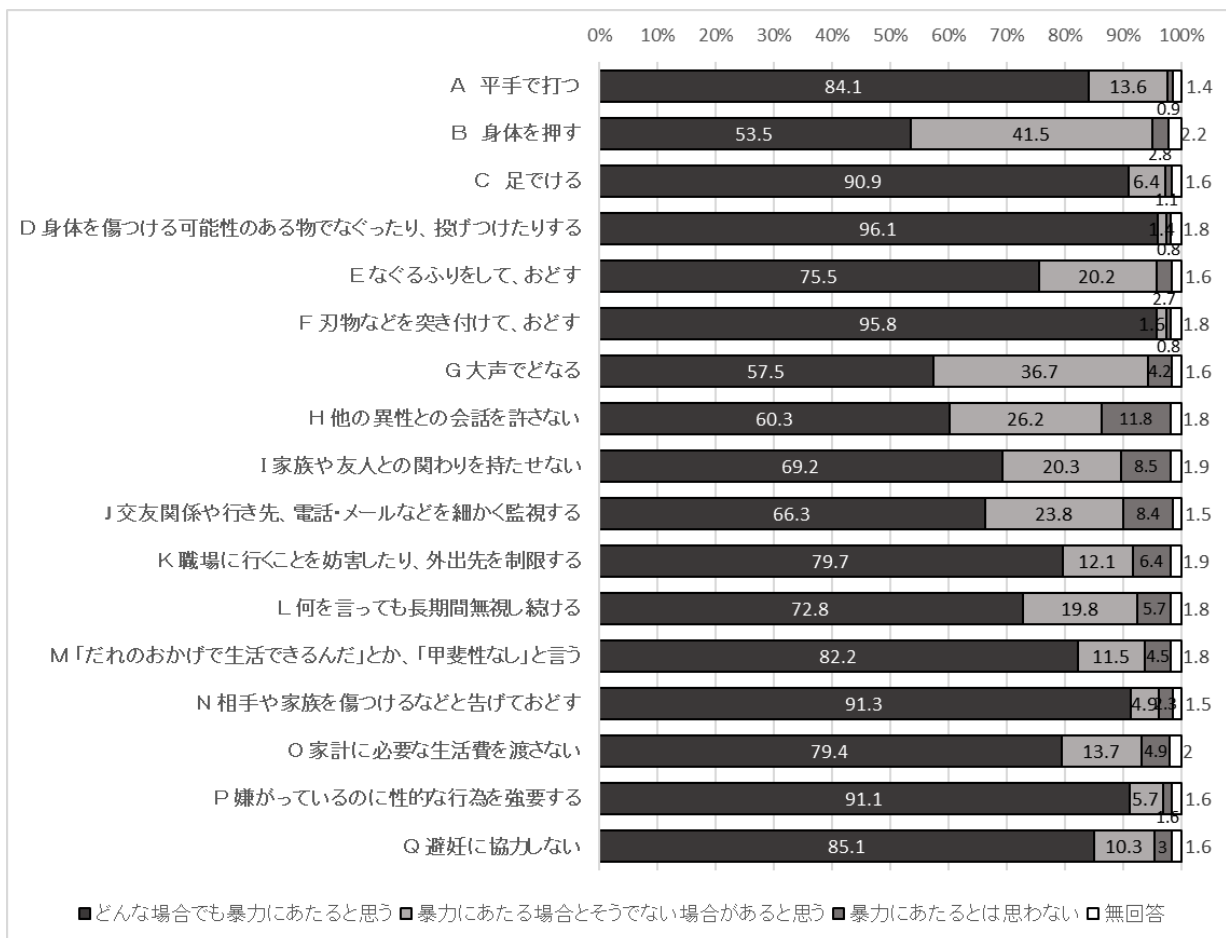
有効回答：738人（有効回収率36.9%）

調査方法：郵送返送方式

○ 夫婦間等における暴力（DV）の認識状況

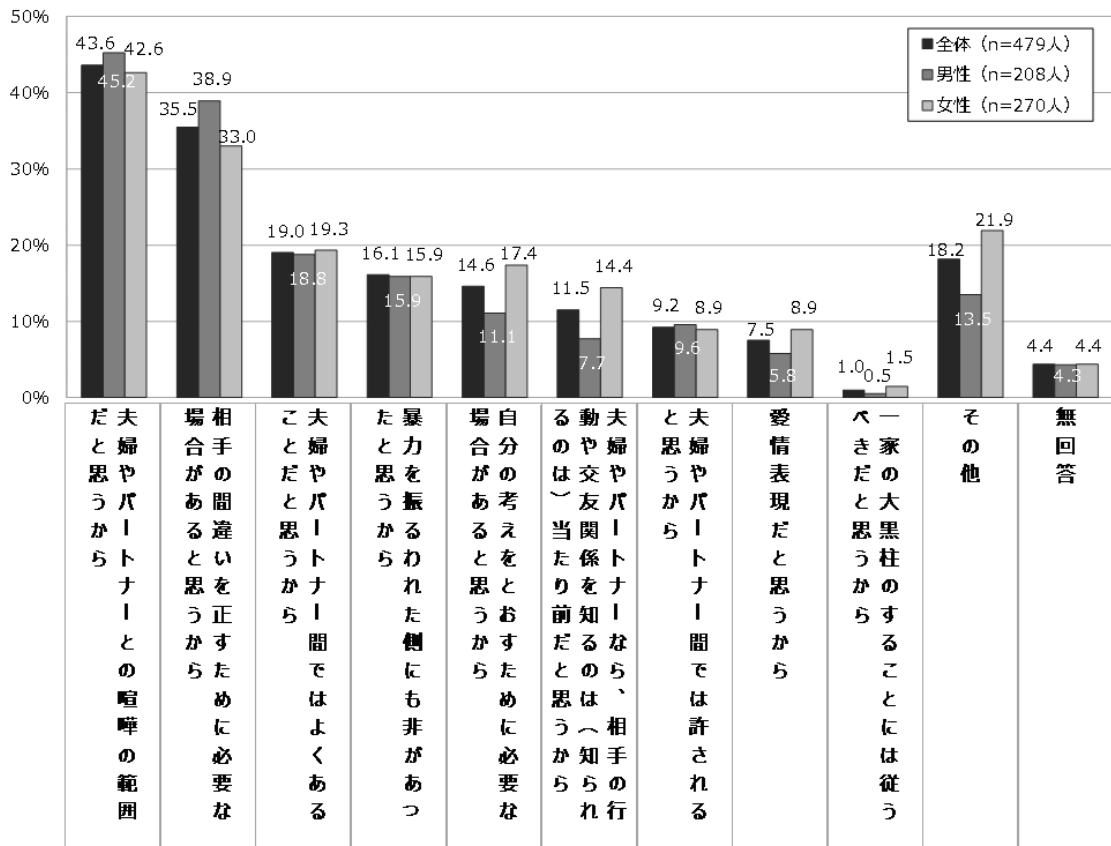
「身体を傷つける可能性のある物でなぐったり、投げつけたりする」（96.1%）、
「刃物などを突き付けて、おどす」（95.8%）などの身体的な暴力行為は、夫婦間
等であっても暴力にあたると思う割合が9割を超えています。一方、「他の異性との
会話を許さない」（11.8%）や「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく
監視する」（8.4%）などのパートナーの行動を制限する行為については「暴力に
あたると思わない」とする割合が他の項目と比較して高く、「他の異性との会話を
許さない」（11.8%）は、その割合が唯一1割を超えています。

◆ 夫婦間等における暴力（DV）の認識状況



また、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」又は「暴力にあたるとは思わない」理由としては、「夫婦（やパートナー）喧嘩の範囲だと思っから」が 43.6%で最も高く、次いで、「相手の間違いを正すために必要な場合があると思っから」が 35.5%、「夫婦（やパートナー）間ではよくあることだと思っから」が 19.0%となっています。

◆ 「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」又は「暴力にあたるとは思わない」理由

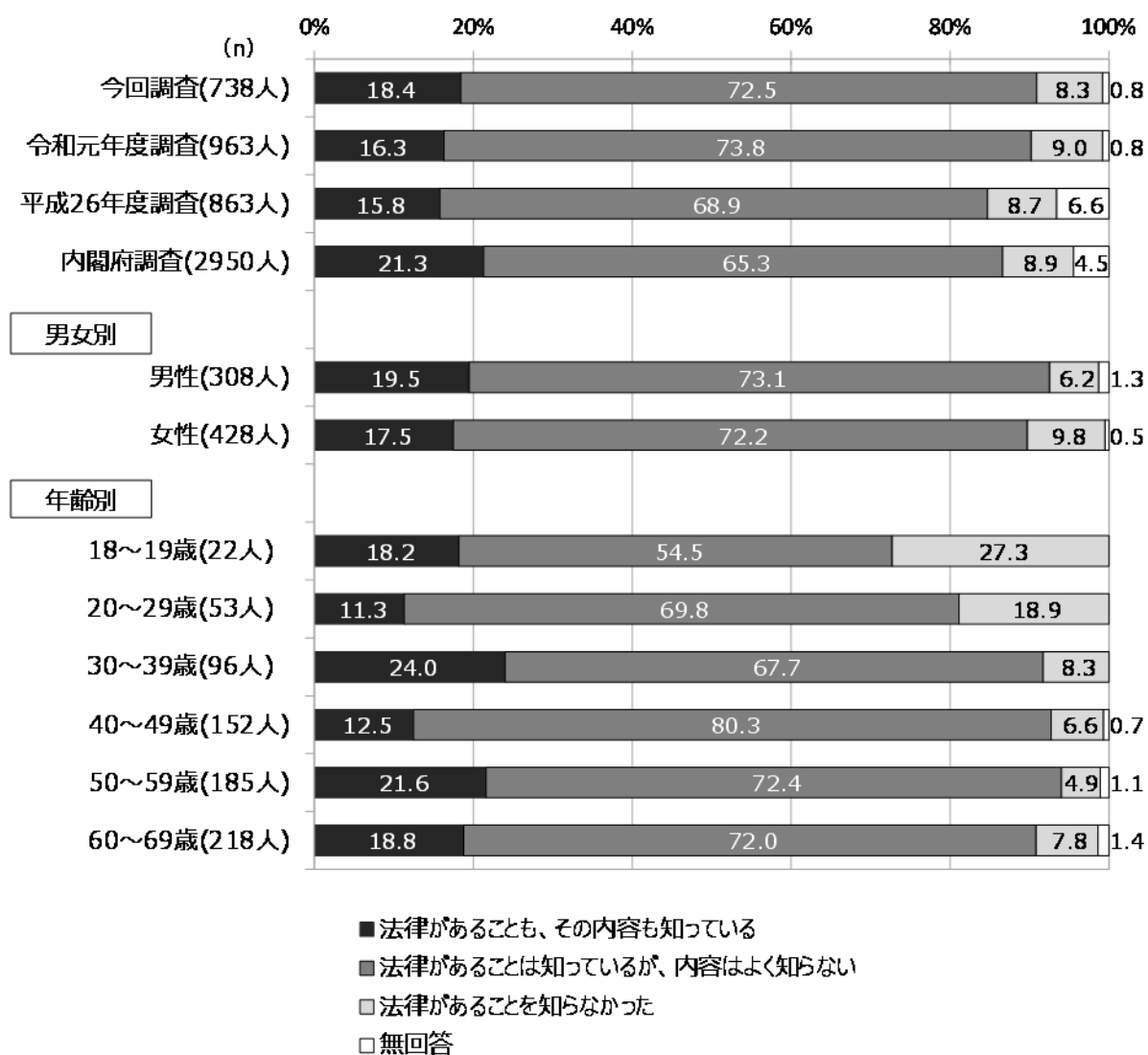


○ DV防止法の認知状況

DV防止法について、「法律があることも、その内容も知っている」が18.4%、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」が72.5%と、DV防止法を知っている人は90.9%と9割を超えています。

一方で、「法律があることを知らなかった」と答えた人は8.3%となっています。

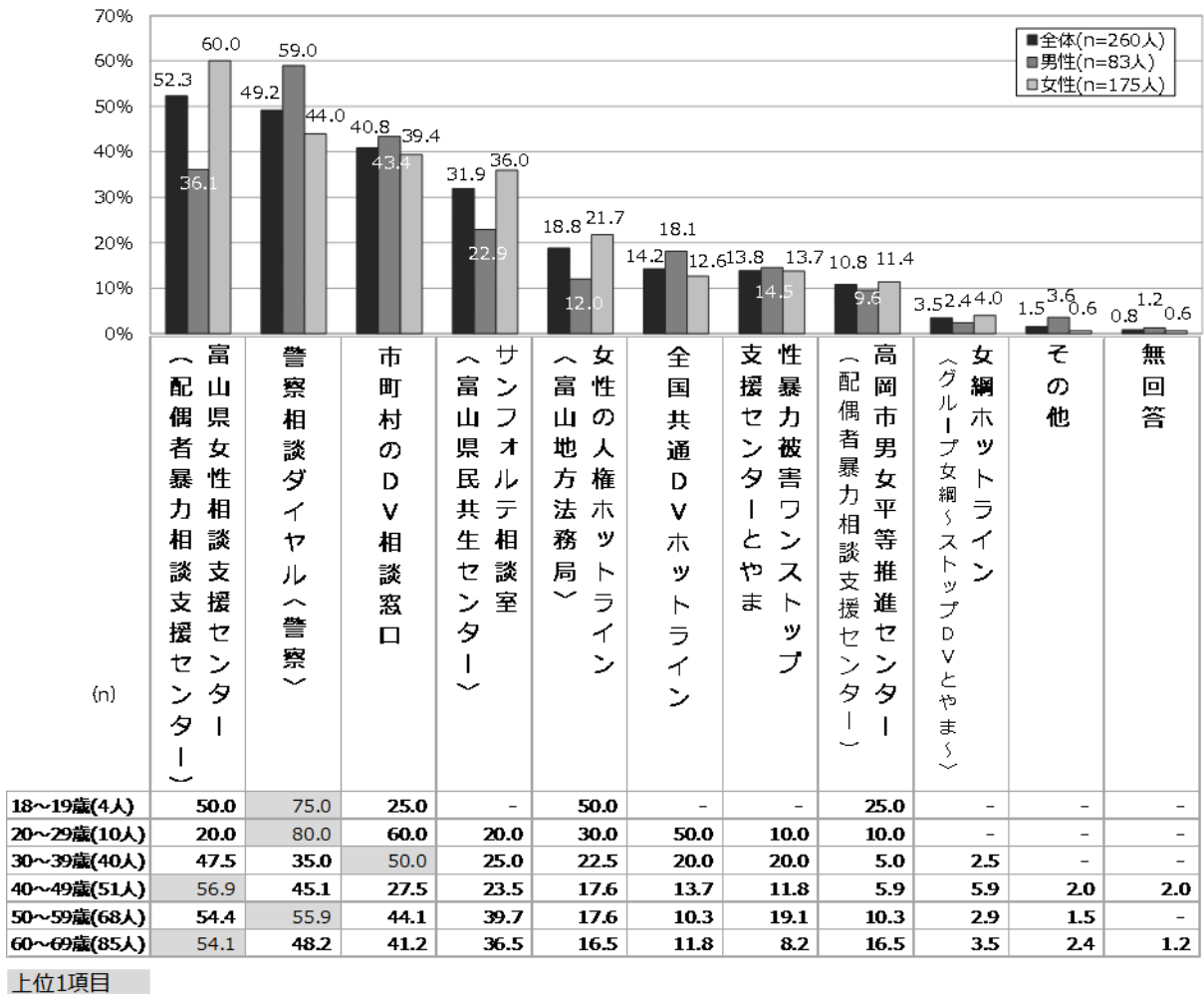
◆ DV防止法の認知状況



○ 相談できる窓口の認知状況

相談窓口として知っているのは、「富山県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」（52.3%）が最も高く、次いで「警察相談ダイヤル（警察）」（49.2%）、「市町村のDV相談窓口」（40.8%）となっています。

◆相談できる窓口の認知状況

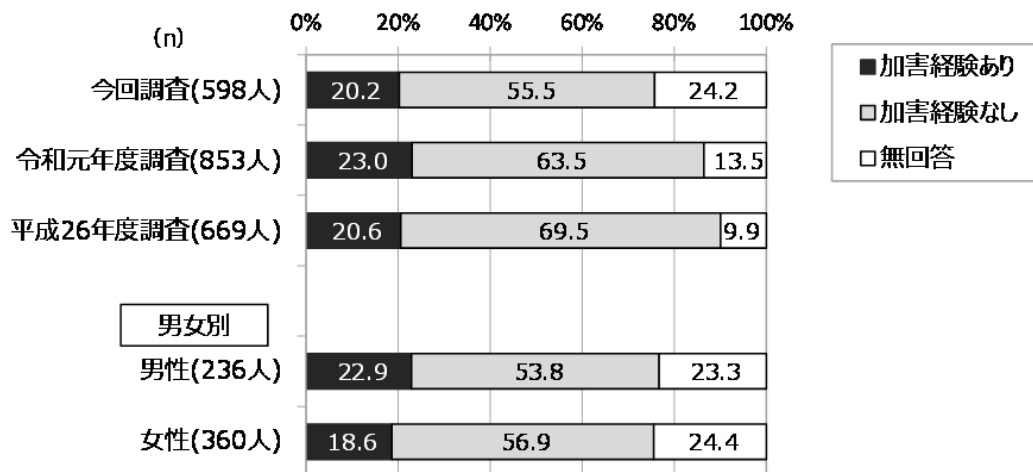


○ 配偶者・パートナーへの加害経験

DVの加害経験のある人は、全体で20.2%となっています。

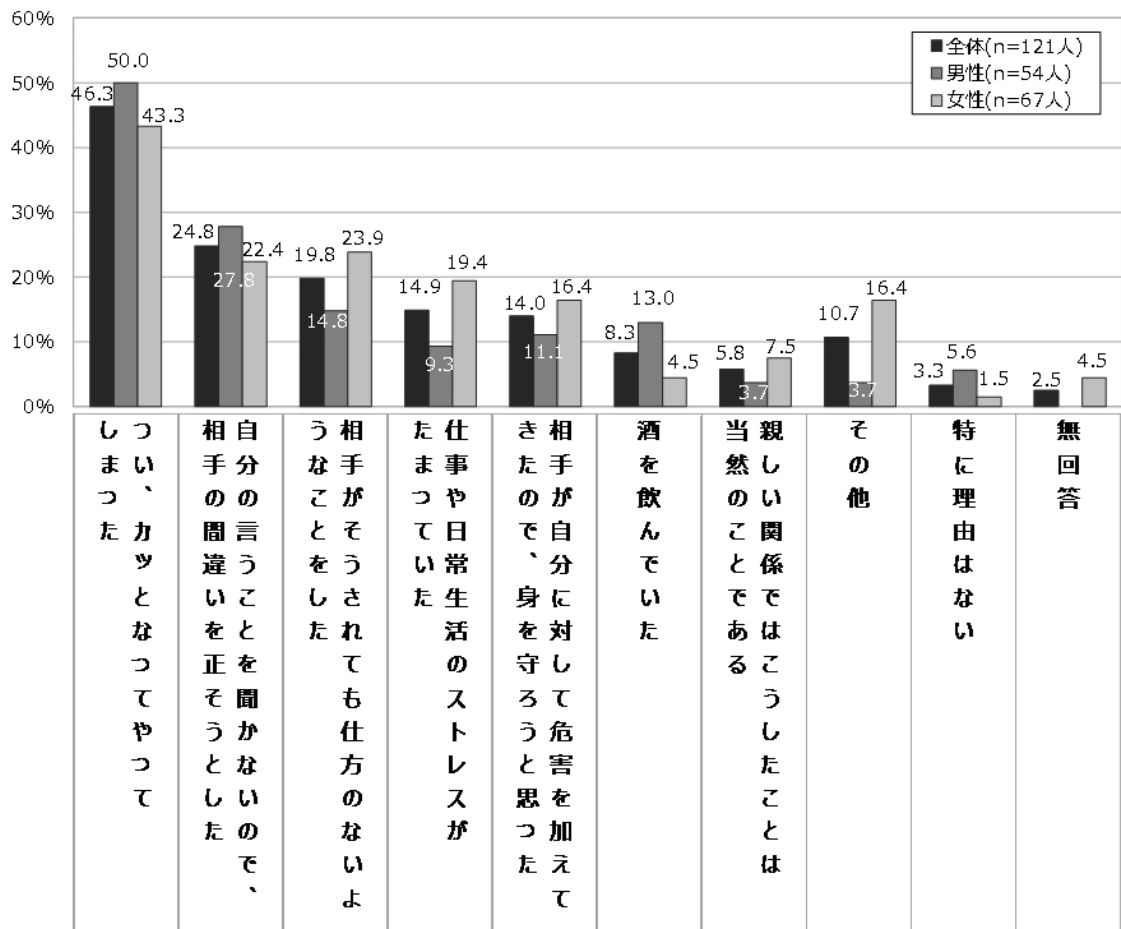
男女別では、男性は加害経験があるとした割合が22.9%と、女性（18.6%）に比べて4.3ポイント多くなっています。

◆ 配偶者・パートナーへの加害経験



また、加害理由としては、「つい、カッとなってやってしまった」（46.3%）が最も多く、次いで「自分の言うことを聞かないので、相手の間違いを正そうとした」（24.8%）、「相手がそうされても仕方のないようなことをした」（19.8%）となっています。

◆加害理由

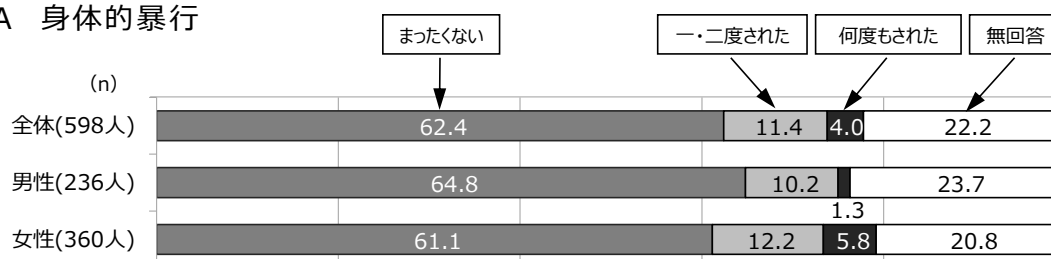


○ 配偶者・パートナーからの被害経験

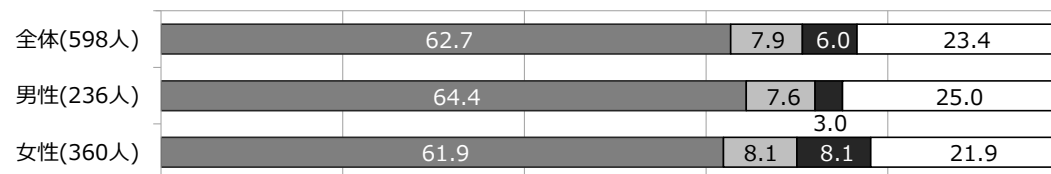
DV被害を経験した人は、全体で25.4%（男性19.5%、女性29.2%）となっています。過去に身体的暴力の被害を経験した人は、女性18.0%、男性11.5%となっており、心理的攻撃の被害を経験した人は、女性16.2%、男性10.6%、経済的圧迫の被害を経験した人は、女性8.9%、男性2.5%、性的強要の被害を経験した人は、女性10.3%、男性0となっています。

◆ 配偶者・パートナーからの被害経験

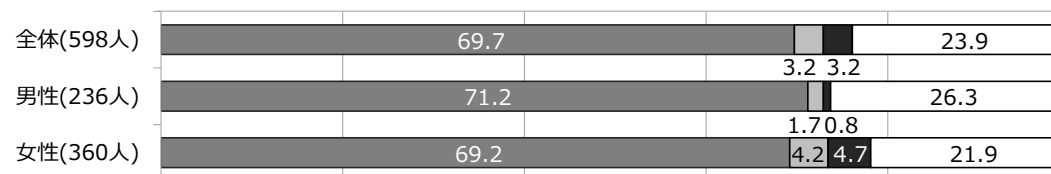
A 身体的暴行



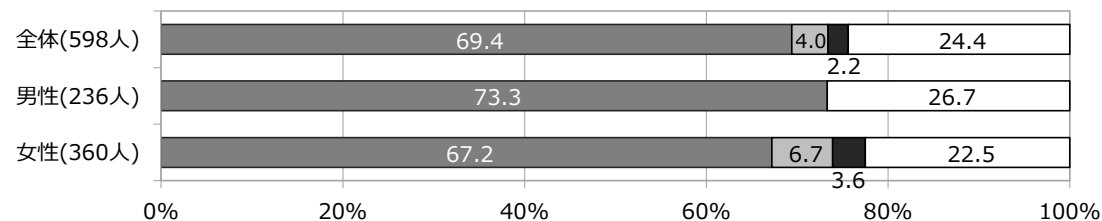
B 心理的攻撃



C 経済的圧迫

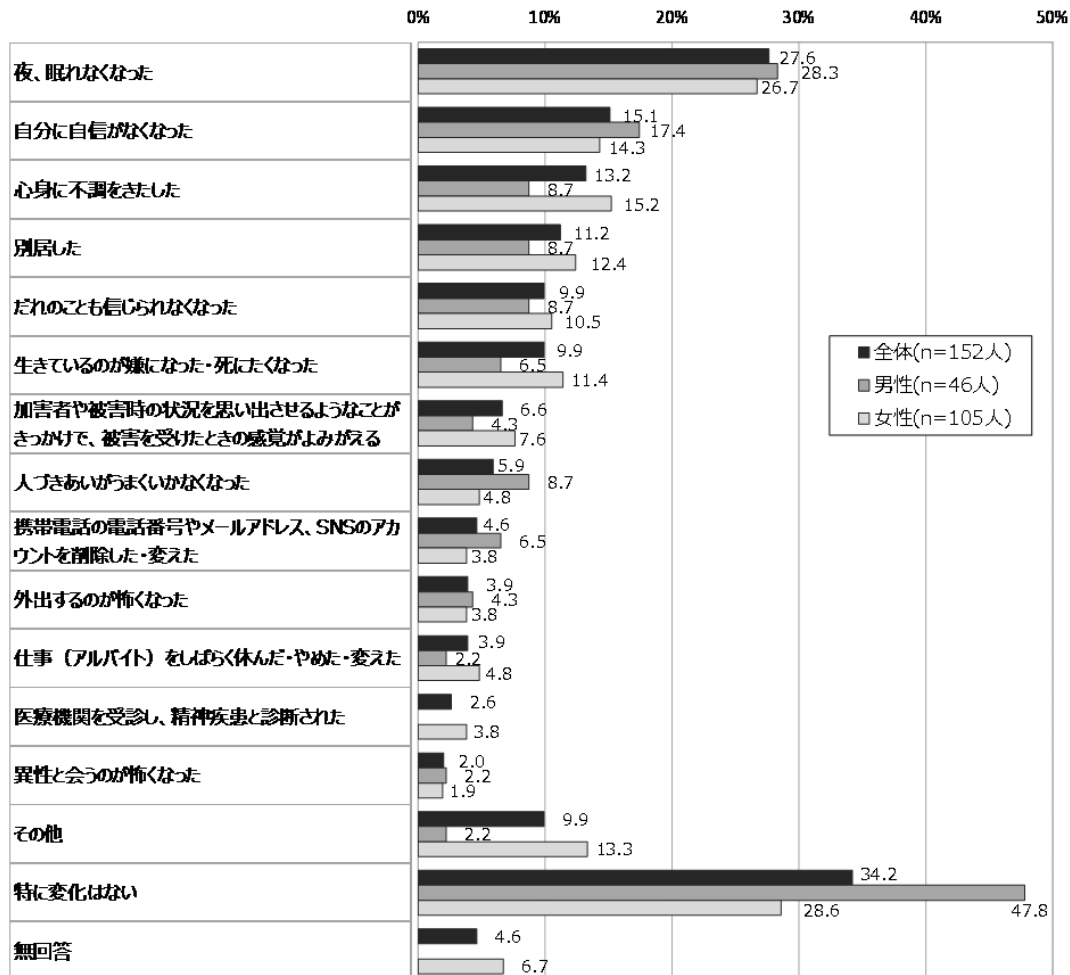


D 性的強要



また、DV被害を経験した人の生活上の変化をみると、「夜、眠れなくなった」が27.6%、「自分に自信がなくなった」が15.1%、「心身に不調をきたした」が13.2%となっていますが、「特にない」が34.2%で最も高くなっています。

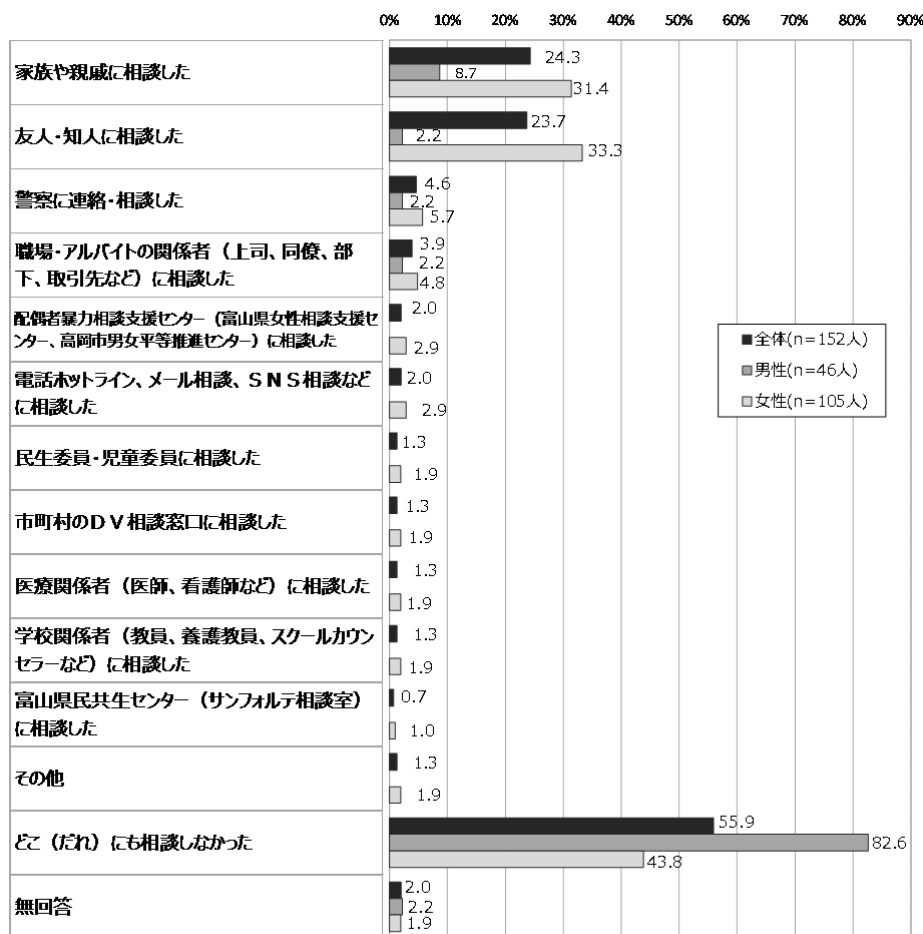
◆暴力行為による生活上の変化



○ 暴力被害の相談先等

配偶者・パートナーから受けた暴力行為について誰かに相談したかについては、「家族や親戚に相談した」が24.3%、「友人・知人に相談した」が23.7%となっていますが、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が55.9%と最も高くなっています。

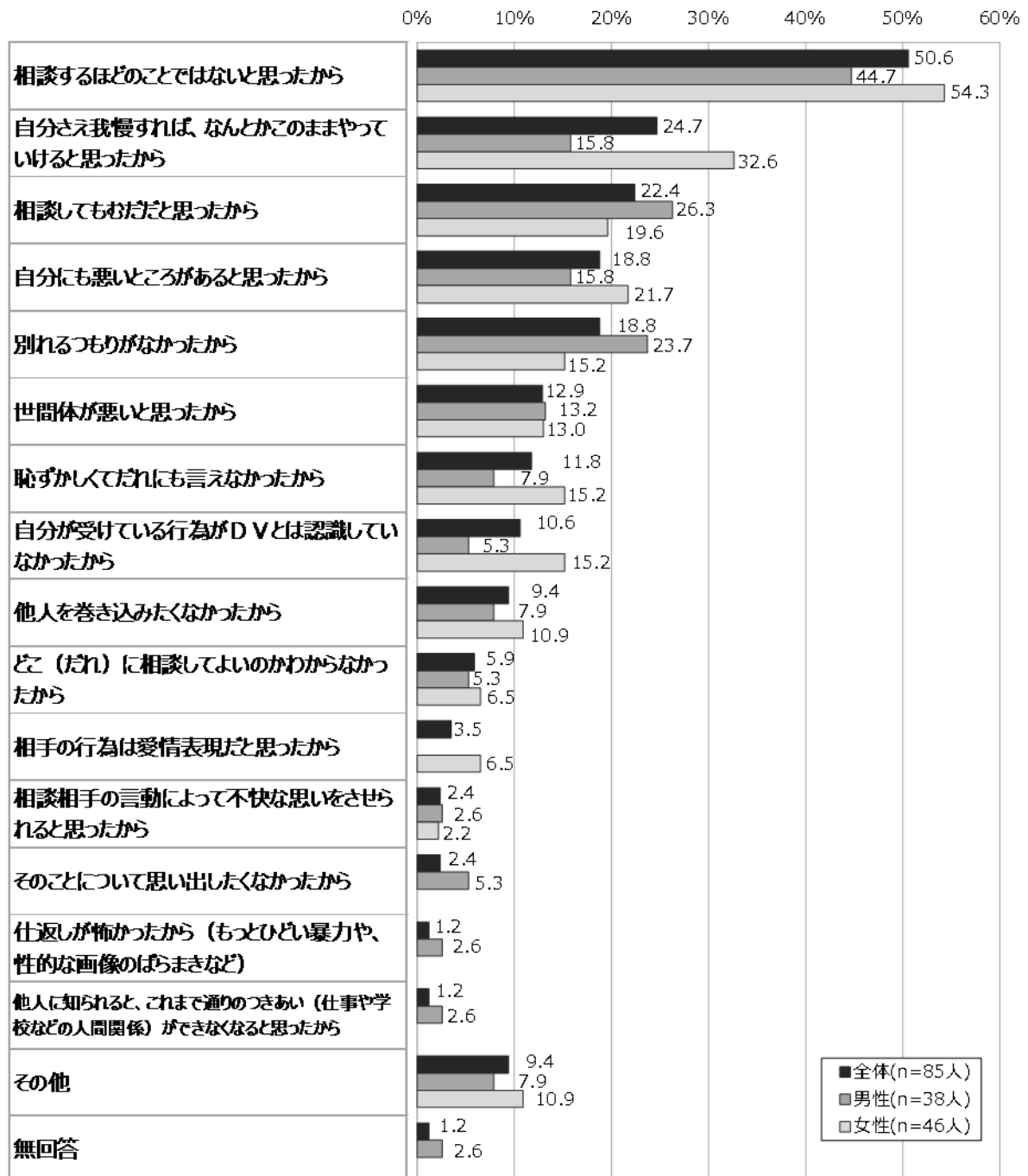
◆暴力被害の相談先等



※選択肢のうち、「法務局、人権擁護委員に相談した」、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやみに相談した」、「民間のNPO団体や専門家・専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関など）に相談した」への回答はなかった。

「どこ（だれ）にも相談しなかった」（55.9%）とした人が、なぜ相談しなかったかをみると、「相談するほどのことではないと思ったから」が50.6%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が24.7%、「相談してもむだだと思ったから」が22.4%となっています。

◆ 相談しなかった理由

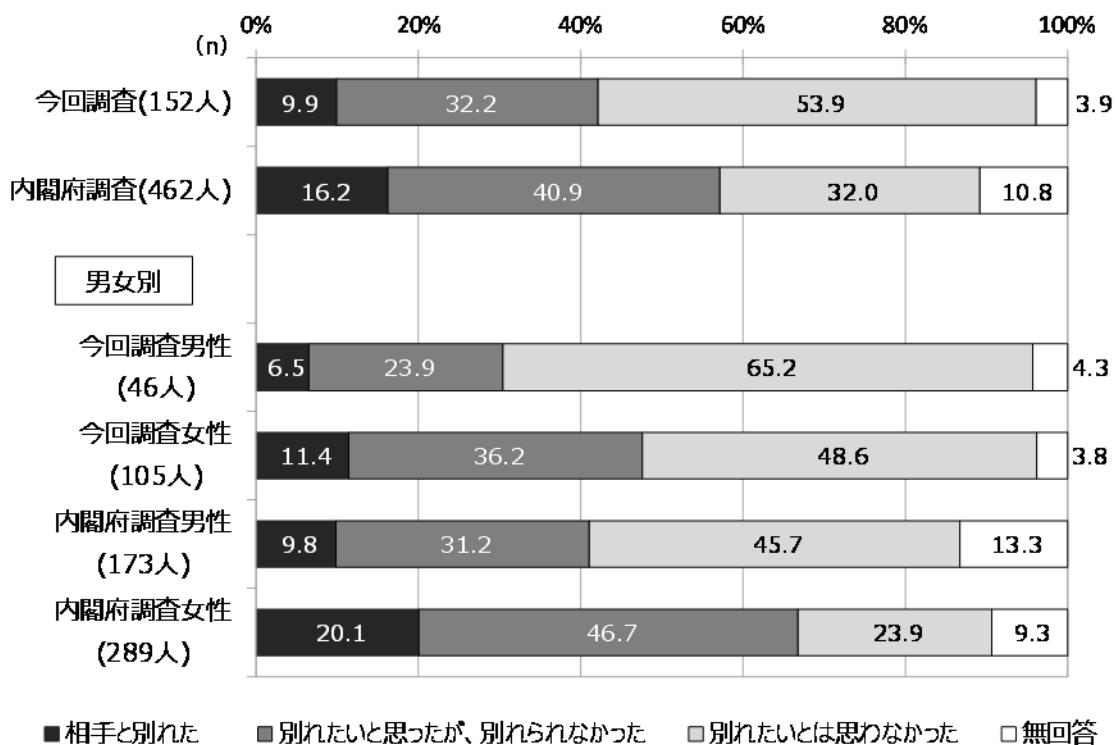


○ 暴力被害を受けたときの行動

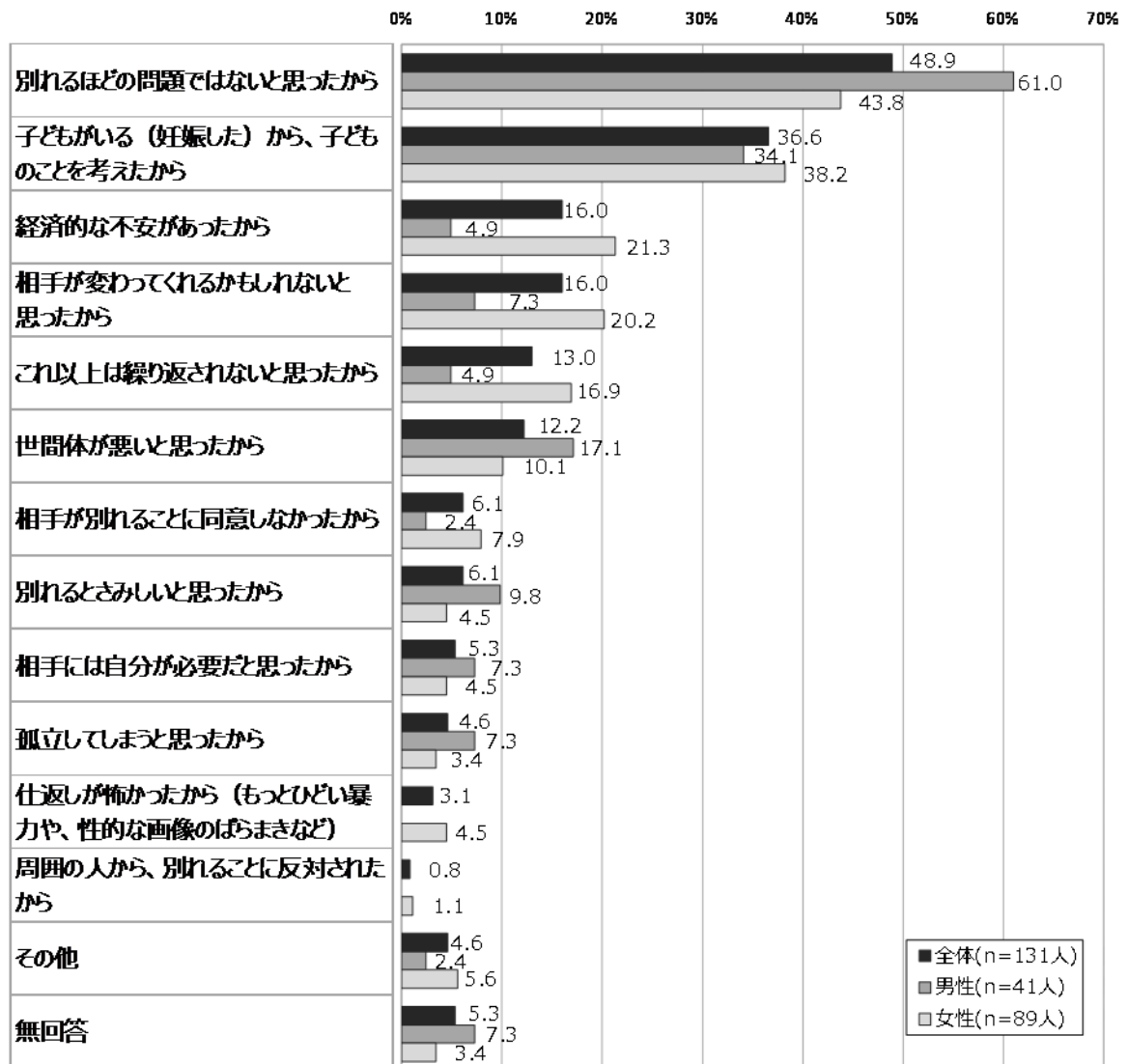
被害経験のある人の暴力行為を受けたときの行動は、「相手と別れた」(9.9%)、「別れたいと思ったが、別れられなかった」(32.2%)、「別れたいとは思わなかった」(53.9%)となっています。

「別れたいと思ったが、別れられなかった」、「別れたいとは思わなかった」理由については、「別れるほどの問題ではないと思ったから」が48.9%、「こどもがいる(妊娠した)から、こどものことを考えたから」が36.6%、「経済的な不安があったから」と「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」がともに16.0%となっています。男女別でみると、男性は「別れるほどの問題ではないと思ったから」が61.0%と、女性(43.8%)に比べて17.2ポイント高くなっています。3番目に高い理由の「経済的な不安があったから」では、女性が21.3%と、男性(4.9%)に比べて16.4ポイント高くなっています。また、他にも男女差がみられる回答として女性が「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」で20.2%と男性(7.3%)より12.9ポイント、「これ以上は繰り返されないと考えたから」で16.9%と男性(4.9%)より12.0ポイント、それぞれ上回っています。

◆ 暴力被害を受けたときの行動



◆ 別れなかった理由

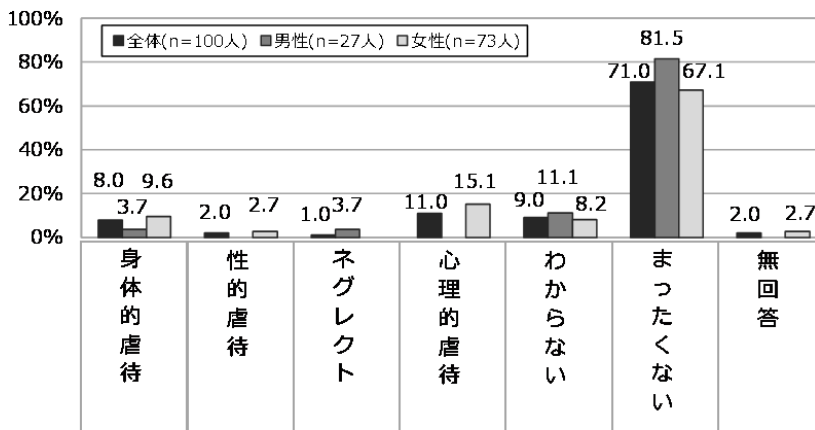


○ こどもの被害経験

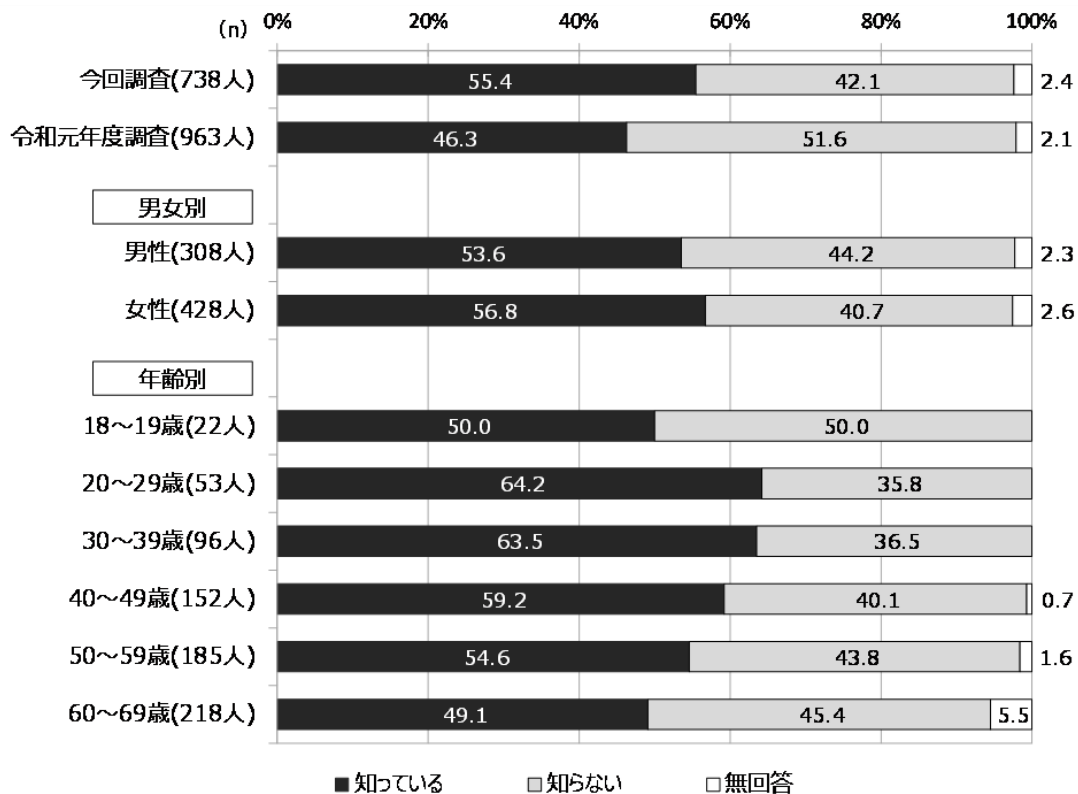
暴力行為の被害経験のある人の配偶者から子どもへの虐待行為については、「心理的虐待」(11.0%)、「身体的虐待」(8.0%)、「性的虐待」(2.0%)、「ネグレクト」(1.0%)となっています。

また、こどもの前での暴力等(夫婦げんか等)が児童虐待にあたることを「知っている」(55.4%)が、「知らない」(42.1%)を13.3ポイント上回っています。

◆ こどもの被害経験



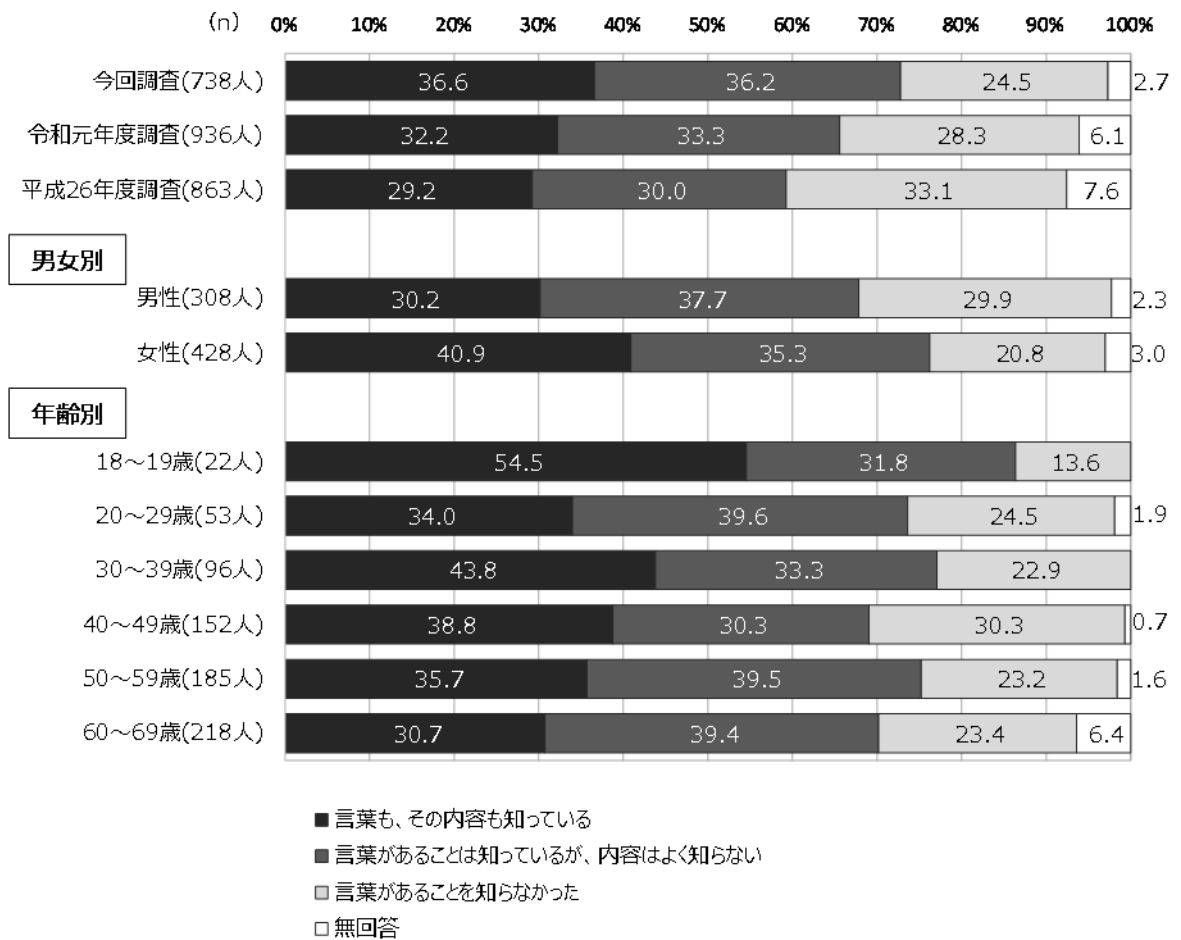
◆ 児童虐待にあたることの認知状況



○ 交際相手からの暴力（デートDV）の認知状況

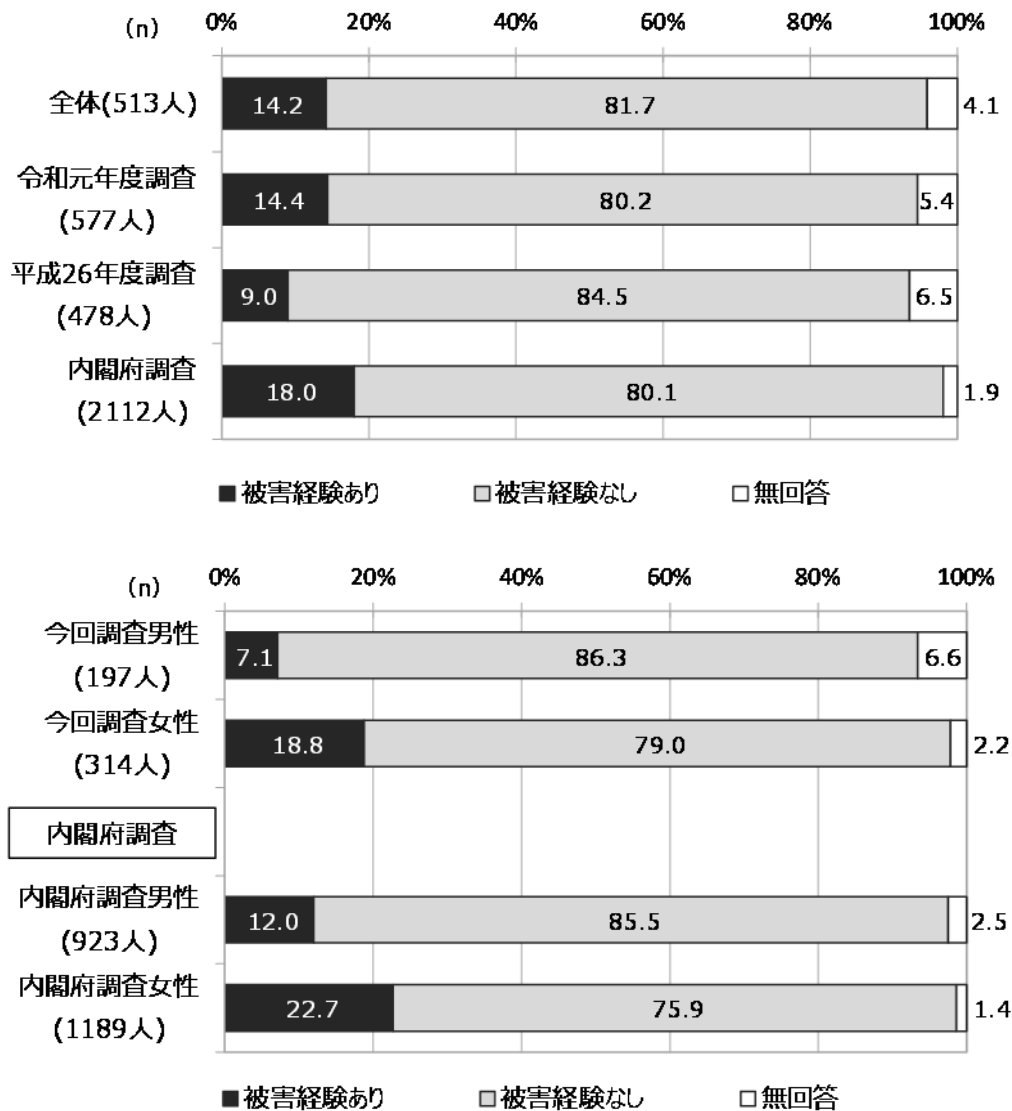
デートDVについて知っているかについては、「言葉も、その内容も知っている」が36.6%、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」が36.2%となり、合わせて72.8%は知っているとしています。

◆デートDVの認知状況



- 交際相手からの被害経験等（10歳代、20歳代での交際相手からの被害経験）
 交際相手から、何らかの暴力を受けたことが、「10歳代、20歳代にあった」と答えた人は全体で14.2%（男性7.1%、女性18.8%）となっています。

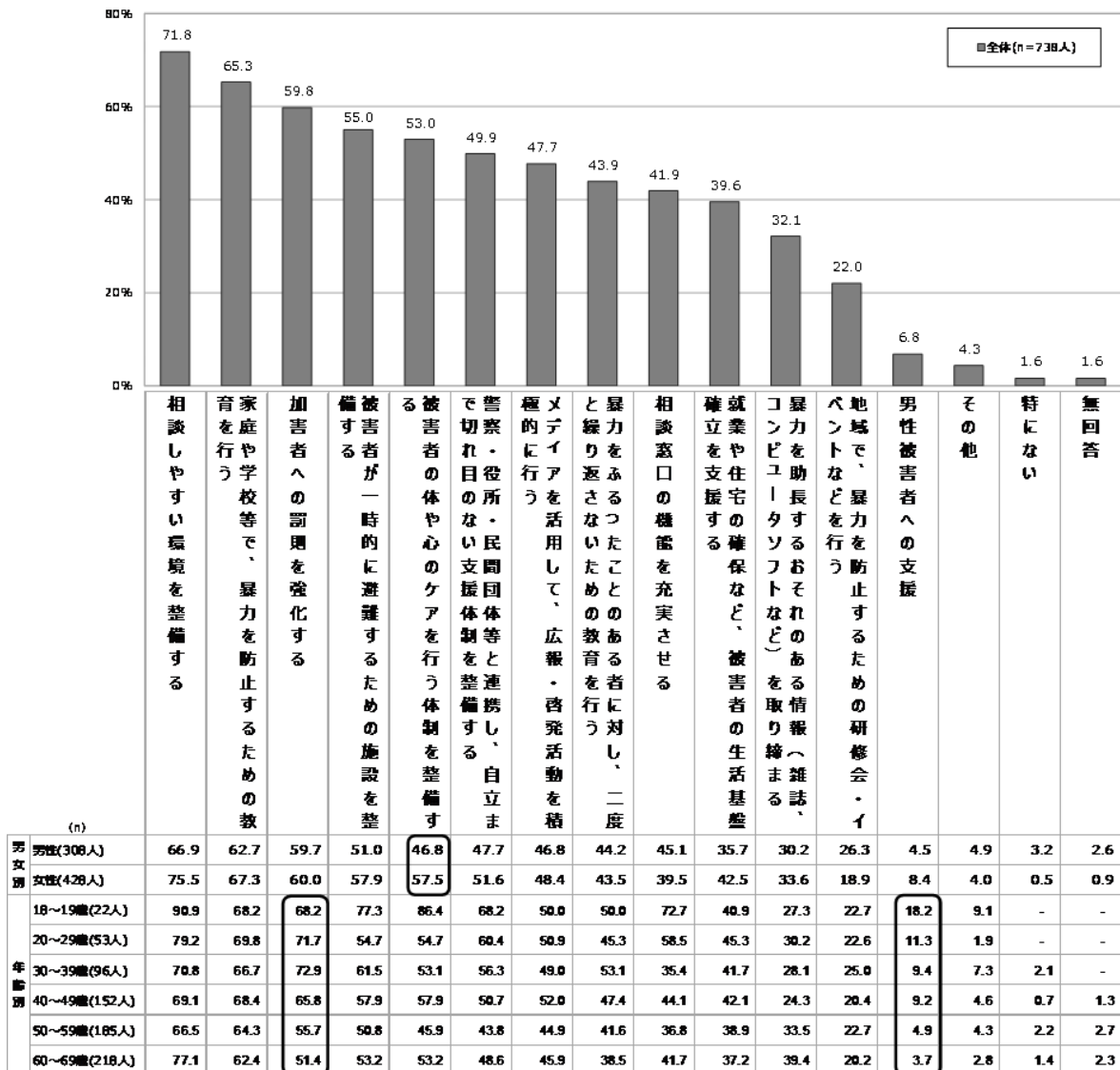
◆交際相手からの被害経験



○ 男女間における暴力を防止するための対策と被害者への支援

男女間における暴力の被害者への支援について必要と考えることは、「相談しやすい環境を整備する（71.8%）」が最も高く、次いで「家庭や学校等で、暴力を防止するための教育を行う」（65.3%）、「加害者への罰則を強化する」（59.8%）になっています。

◆男女間における暴力の被害者への支援



3 富山県におけるこれまでの取組み

(1) 富山県民男女共同参画計画等における位置づけ

平成 13 年 3 月制定の富山県男女共同参画推進条例第 12 条において、「何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、・・・(中略)・・・男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。」と男女の人権侵害の防止を明記するとともに、条例に基づき平成 13 年 12 月に策定した『富山県民男女共同参画計画』の基本目標のひとつに「男女の心とからだの尊重」を掲げ、「人権をまもる」ことを重点課題のひとつとして位置づけました。

さらに、平成 30 年 3 月に策定した『富山県民男女共同参画計画（第 4 次）』の基本目標のひとつに「安全・安心な暮らしの実現」を掲げ、「男女間の暴力の根絶」を重点課題として設定し、暴力を許さない社会づくりを推進する取組みを進めてきました。

(2) 富山県の DV 相談・支援体制の整備等

平成 14 年 4 月の DV 防止法の全面施行に伴い、平成 14 年度から女性相談センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、相談支援体制を整えました。

平成 16 年の改正 DV 防止法に基本計画の策定が明記されたことから、平成 18 年 3 月に『富山県 DV 対策基本計画』を策定し、相談体制の充実や被害者の保護、自立支援等に取り組むとともに、同年 4 月に富山県 DV 対策連絡協議会を設置し、関係機関相互の連携強化に努めてきました。

平成 20 年 11 月には女性相談センターを移転改築し、DV 被害者等の安全の確保を第一として、安心して利用できる施設を整備するとともに、相談・保護体制の充実を図っています。

また、平成 24 年 4 月には高岡市男女平等推進センターに配偶者暴力相談支援センターの機能が設置され、平成 26 年 4 月からは、女性相談センターに 365 日夜間相談員を配置するなど、相談・保護体制の強化に取り組んできました。

令和 6 年からは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 15 条及び DV 防止法第 5 条の 2 に基づき、富山県 DV 対策連絡協議会を富山県 DV 被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議として開催し、より包括的な支援体制の構築に努めています。

(3) 具体的施策

1. DV 防止のための教育・啓発活動

DV 防止や相談窓口の周知を図るための各種啓発物の作成・配布や、県民を対象とした講演会等の開催、国の女性に対する暴力をなくす運動と呼応した「とやまパ

「一ブルリボンキャンペーン」の実施など、暴力を許さない社会づくりを推進しています。特に、将来のDV加害者・被害者とならないように、SNSを活用した予防教育・啓発活動を実施するなど、若年層への教育・啓発を強化しています。

2. 発見・通報のための取組み

医療関係者や教育関係者、民生委員・児童委員等に対して「DV対応マニュアル」を配布し、DV被害者の早期発見や通報等の適切な対応を図るための取組みを行っています。特に、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい医療関係者や医療関係者をめざす学生等を対象に、基礎研修・専門研修を実施し、被害者及びその家族の支援体制強化に努めています。

3. 相談対応

富山県には、女性相談支援センターや市町村窓口をはじめとしたDV相談窓口があります。各機関での相談対応の資質向上を図るため、関係職員に対する研修等を行っています。また、SNSを活用した相談窓口「女性相談@富山県」や男性相談など、相談体制の充実に努めています。

4. 被害者等の保護

女性相談支援センターにおける被害者の一時保護の受入れや、民間シェルターとの連携により、被害者及び同伴家族の安全確保に努めています。

5. 支援体制の強化

NPO等民間団体との協働による被害者支援事業の実施や、ひとり親家庭への自立支援に関する情報発信、就業支援及び住宅支援の周知など、切れ目のない支援体制の強化に努めています。



第3章 計画の目標等

1 計画の目標（めざす方向）

男女が互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力のない社会の実現

2 基本理念

DV対策を推進するにあたっては、被害者の人権を尊重した適切な対応や、DVに対する県民の正しい理解を促進するとともに、関係機関等との連携・協働によるDV防止等の施策を総合的に実施する必要があります。

基本計画の策定にあたっては、基本理念を次のとおりとします。

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- (2) 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること
- (3) 被害者の子ども等も保護・支援の対象であること
- (4) DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は国、県、市町村の責務であること
- (5) 施策の推進にあたっては、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること

3 基本目標

男女が互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力のない社会の実現をめざして、DV防止並びに被害者の適切な保護及び自立支援等のための施策を実施するにあたり、次のとおり基本目標を定めます。

- I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進
- II 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備
- III 安全な保護体制の構築
- IV 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化
- V 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備

4 施策の実施に関する基本的な考え方

DVは、その防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする問題です。そのため、DV対策を総合的に推進するためには、県、市町村をはじめとする関係機関、民間団体等がDVに関する共通認識をもち、相互に連携・協力し、適切に対応することが重要です。

(1) 県と市町村の役割

地域に根ざしたきめ細やかな支援を行うためには、身近な行政主体である市町村の役割が大変重要です。被害者への支援を迅速かつ円滑に進めるため、DV対策の推進にあたっては、県と市町村の役割分担や相互協力のあり方について、次のような認識のもとに施策に取り組みます。

① 県の役割

県は、県の配偶者暴力相談支援センターである女性相談支援センターを中心に専門的・広域的な施策を推進する役割を担います。

女性相談支援センターは、これまでの被害者支援の経験に基づくノウハウと、一時保護機能を有していることから、被害者支援の中核施設として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応を必要とする業務を担っていきます。

また、相談窓口の明確化をはじめ、市町村に対しては、研修の実施や助言、情報提供、市町村間の調整等、市町村の実施する施策が円滑に進むよう支援します。

さらに、市町村、警察、児童相談所、福祉事務所、司法などの関係機関、民間団体等との緊密な連携を図り、県全体のDV対策推進体制の強化に努めます。

② 市町村の役割

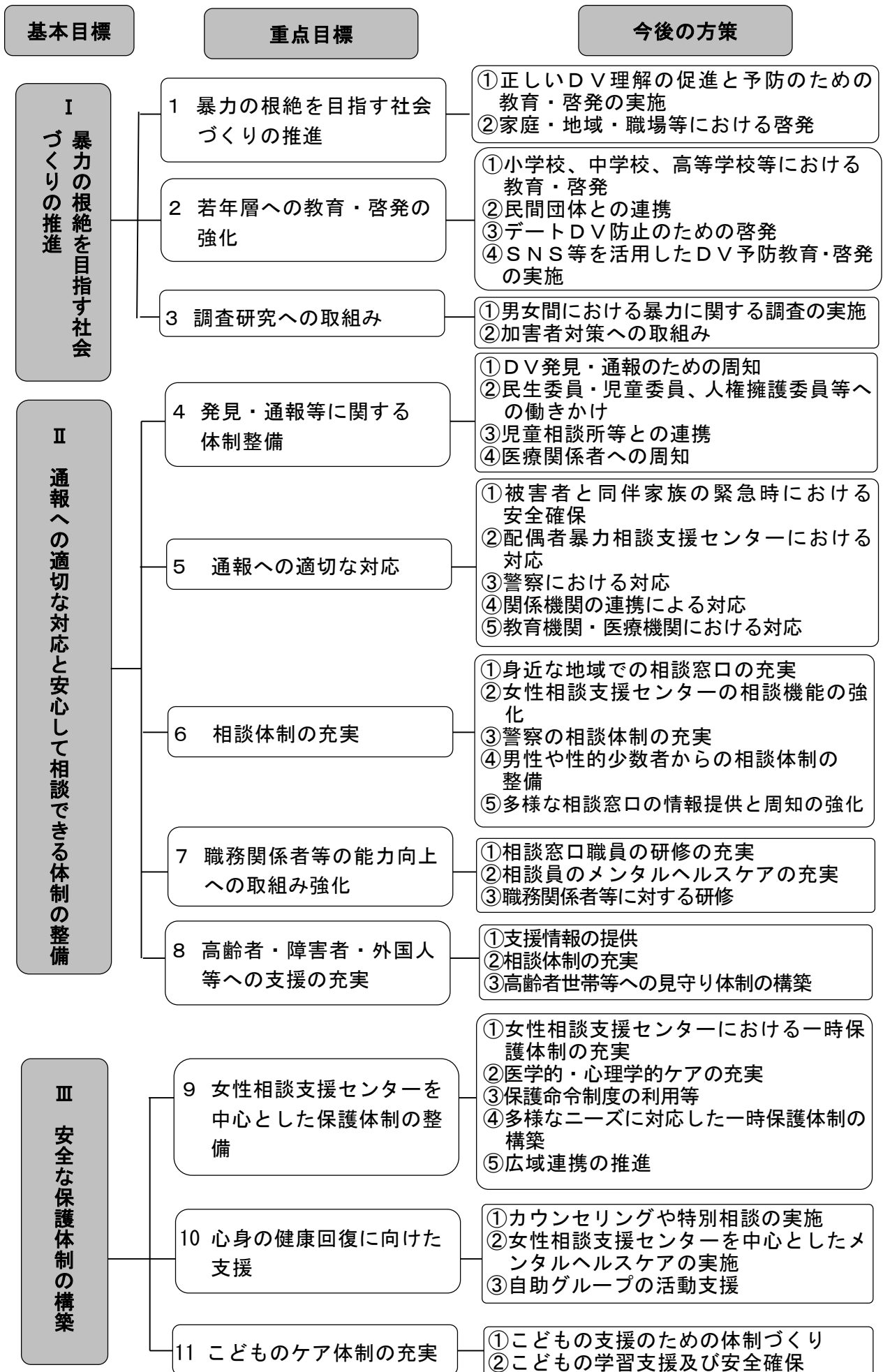
市町村は身近な行政主体として、住民の生活、福祉に係る事務を担っています。このため、地域におけるDVの防止、及び被害者の相談から自立支援までの継続的な支援を行ううえで、市町村が果たす役割には大きなものがあり、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置等主体的な取組みが求められています。

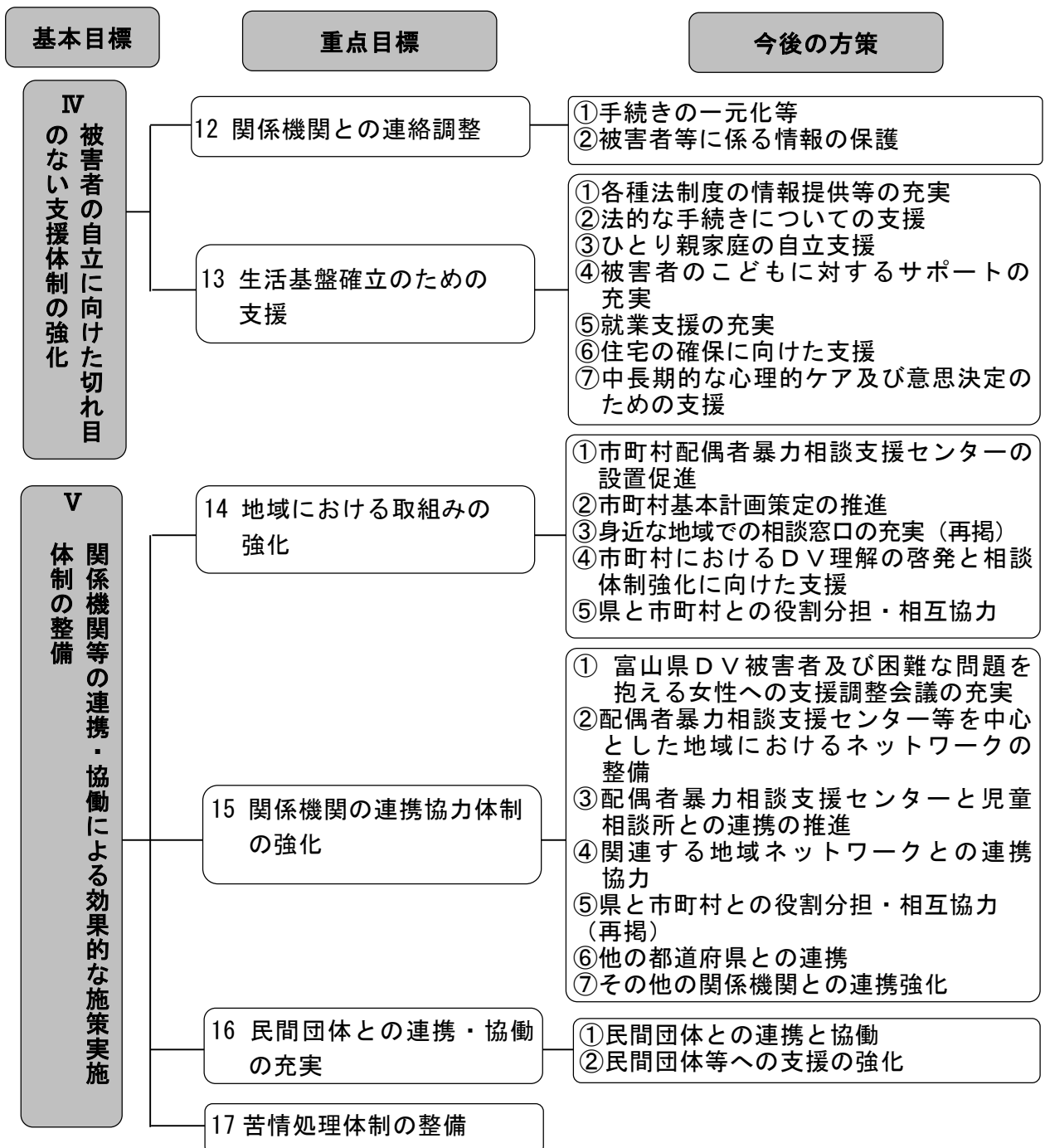
市町村においては、相談窓口の設置や、被害者支援に関する基本的な情報の提供、被害者の状況や緊急度などに応じた的確な相談対応やサービスの提供、さらには、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、一時保護等の後の、地域での生活を始めた被害者に対する個々の事情に応じた適切な支援、県をはじめとする関係機関との連絡調整、民間団体等との緊密な連携を図るなど、身近な相談窓口として継続的な支援を行うことが望まれます。

(2) 支援に関わる各機関の役割

被害者支援を効果的に推進するためには、福祉、保健医療、教育、警察、司法など、関係機関がそれぞれの専門性を活かしながら、連携して対応することが重要です。各機関は、被害者の安全確保、心身の回復、生活再建に向けた支援を担い、地域の実情に応じた柔軟かつ継続的な支援体制の構築に努めます。行政は、こうした機関間での連携を促進し、情報共有や協議の場を設けることで、支援の質と実効性の向上を図ります。

計画の体系





【目標指標】

| 指標 | 現状 (R6) | 目標 (R12) |
|-------------------------|---------|----------|
| DV防止法の認知状況 | 90.9% | 100% |
| 夫婦間等における暴力の認知状況 | | 引き上げる |
| ①大声でどなる【精神的暴力】 | 57.5% | |
| ②何を言っても長時間無視し続ける【精神的暴力】 | 72.8% | |
| ③家に生活費を入れない【経済的暴力】 | 79.4% | |
| ④避妊に協力しない【性的暴力】 | 85.1% | |
| DV相談ができる窓口を知らない人の割合 | 60.8% | 引き下げる |
| DV対策基本計画策定市町村数 | 14市町 | 全(15)市町村 |
| 面前DVが児童虐待にあたることの認知状況 | 55.4% | 引き上げる |

DV対策推進に係る役割・機能

富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への
支援調整会議
県 計画の推進、進行管理

男女共同参画推進員 民生委員・児童委員 人権擁護委員

- ・家庭、地域における啓発
- ・被害者の発見・通報や支援情報の提供

県民共生センター

- ・相談、カウンセリング
- ・計画の普及・啓発

人権擁護機関 (法務局)

- ・相談
- ・みんなの人権 110 番
- ・被害者の救済

とやま国際センター

- ・外国人からの相談
- ・通訳の確保

法テラス

- ・法律相談
- ・法的支援

医療機関

- ・被害者の発見・通報
- ・関係機関に関する積極的な情報提供

県弁護士会

- ・法律相談
- ・法的支援

市町村

- (相談窓口、男女共同参画センター、福祉事務所、保健所等)
- ・相談、情報提供、自立支援(住宅、生活保護、健康保険、国民年金、子どももの就学、住民基本台帳等)のワンストップサービス

市町村の配偶者暴力相談支援センター (高岡市男女平等推進センター)

- ・相談、自立支援等

配偶者暴力相談支援センター (女性相談支援センター)

- ・被害者保護の中心的施設
- (相談、一時保護、自立支援等)

民間団体(NPO等)

- ・相談、一時保護、同行支援、自立支援等

発見・通報

保護

警察

- ・暴力の制止・被害者保護等の緊急的な対応
- ・加害者の検挙、指導警告
- ・被害者の相談、情報提供(関係機関、警察本部長等の援助、保護命令制度等)
- ・保護命令に対する適切な対応

他の都道府県

- ・広域連携

地方裁判所

- ・保護命令

児童相談所

- ・児童相談、カウンセリング、一時保護

厚生センター

- ・生活保護、母子自立支援
- ・精神保健福祉相談
- ・育児・子どもの発達に関する相談

心の健康センター

- ・精神保健福祉相談

教育委員会・学校

- ・子どもの就学・転校相談、教育相談
- ・被害児童の早期発見

ハローワーク

- ・職業相談
- ・職業紹介

公営住宅担当課

- ・公営住宅優先入居制度

母子家庭等就業・自立支援センター

- ・就労相談、支援

母子生活支援施設

- ・生活、就労、子育て支援

第4章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進
- 基本目標Ⅱ 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備
- 基本目標Ⅲ 安全な保護体制の構築
- 基本目標Ⅳ 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化
- 基本目標Ⅴ 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備

基本目標Ⅰ 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DVのない社会をつくるには、男女が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

また、DVの根絶のためには、家庭や地域、学校などの場で、こどもの発達段階に合わせ、命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行う必要があります。

さらに、未婚カップル間で、交際相手からの暴力「デートDV」が起きていることから、関係機関と連携しながら、加害者と被害者を生まないための若年層への教育・啓発の強化を図る必要があります。

重点目標1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

【現状と課題】

本県では、令和7年3月に改定した「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、「誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現」を目指し、県民一人ひとりに人権尊重の理念についての正しい理解が定着するよう、家庭や地域、学校などあらゆる場を通じて人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、男女が互いの人権を尊重し、暴力を許さないという意識を徹底するために、「とやまパープルリボンキャンペーン」の実施や講演会の開催等、広く県民に対する啓発事業を実施しています。

しかしながら、県の調査では、精神的暴力は身体的暴力に比べ「暴力である」という認識が低いなど、DVに関する県民の理解は十分とは言えません。また、DV被害が依然として高止まりの傾向にあることから、今後さらに効果的・効率的な手法を工夫しながら、人権教育及び啓発活動を一層推進していく必要があります。

【今後の方策】

① 正しいDV理解の促進と予防のための教育・啓発の実施

- ・ 県民一人ひとりがDVを身近な問題としてとらえることができるよう、DV防止啓発の講演会の開催、啓発資料の作成・配布、女性保護啓発講演会の開催などにより、男女共同参画の視点を含めた幅広い普及・啓発に取り組みます。
- ・ 国における「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）に合わせ、「とやまパープルリボンキャンペーン」を展開するとともに、企業等と連携し、多くの県民にDVに関する情報が届くよう啓発に努めます。
- ・ DVの予防と早期発見のため、妊娠中や子育て期の女性やパートナー等に対し、さまざまな機会を捉えた普及・啓発に努めます。

- ・ 普及・啓発にあたっては、DVには、身体的暴力のみならず、「大声でどなる」「何を言っても長期間無視し続ける」などの精神的暴力及び「相手がいやがっているのに性的な行為を強要する」「避妊に協力しない」など性的暴力も含まれることや、こどもの目の前でDVが行われることは、児童虐待にあたることなど、正しいDV理解の促進に努めます。
- ・ 市町村に、DVに関する理解と防止に向けた、広報紙への掲載や自治会等の協力を得たパンフレットの回覧など、地域住民・地域団体等を対象とした普及啓発に積極的に取り組むよう協力を依頼します。
- ・ スマートフォンの普及に伴い、インターネットを通じて情報を得る人が増加している現状を踏まえ、県公式ホームページ等での情報発信を強化します。身体的暴力以外のDVや、軽度な事例も具体的に紹介し、「相談するほどではない」と感じさせない工夫を施すことで、DVへの正しい理解と予防教育の促進やDVの早期発見を図ります。

② 家庭・地域・職場等における啓発

- ・ 人権尊重意識やDVに関する理解促進について、男女共同参画推進員制度を活用し、また、地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や、人権擁護委員、民間団体と連携を図り、家庭・地域におけるきめ細やかな広報・啓発活動を行います。
- ・ 人権啓発講演会の開催や人権啓発に関するラジオCMの放送などを通じ、幅広い人権教育・啓発を推進します。
- ・ 男女共同参画推進員や民生委員・児童委員など、各種団体の研修会等の機会を捉えて啓発・広報や対応マニュアルの配布を行うことで、DV防止に向けた意識の普及や相談窓口の周知を図ります。

重点目標 2 若年層への教育・啓発の強化

【現状と課題】

未婚カップルの中で起こるDVを「デートDV」と呼んでいます。本県では約7人に1人が10歳代、20歳代に交際相手からのDV被害を受けたことがあり、DVは決して大人だけの問題ではなく、若者の間でも起こっています。

デートDVの防止、そして、児童生徒等が将来にわたってDVの被害者にも加害者にもなることのないよう、若年層に対し、交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが必要です。

また、学校において、暴力を伴わない人間関係を築いていこうとする心と態度を育む人権教育を推進することが求められます。

学校や教育関係者に対する研修を充実するとともに、小学校・中学校・高等学校等における予防啓発講座の開催や、リーフレットの作成・配布などにより、デートDVも人権侵害にあたる行為であることを、こどもや保護者、教育関係者をはじめ広く県民に啓発することが必要です。

【今後の方策】

① 小学校・中学校・高等学校等における教育・啓発

- ・ 一人ひとりの児童生徒等がその発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、男女がお互いを認め合い尊重しあえる教育の一層の充実を図ります。
- ・ 小学校・中学校・高等学校等において、児童生徒等の成長過程に合わせて、デートDVの予防や、将来にわたってDVの被害者にも加害者にもなることのないよう、予防啓発のセミナーを開催するほか、お互いを尊重するコミュニケーションを学ぶ出前講座を実施します。
- ・ 若年層を中心に、ネット交際におけるDVの予防と早期対応を図るため、啓発活動および予防教育を実施します。あわせて、交際における適切なインターネット・SNSの利用方法についても周知を図り、若年層の情報リテラシーの向上と安全な人間関係の構築を図ります。
- ・ セミナーや講座の実施後における効果検証を重視し、事後アンケート等の実施を通じて、参加者の理解度や行動変容を把握するよう努めます。また、学校や教員からのフィードバックも収集し、内容や手法の改善に活かすことで、より効果的な教育・啓発となるよう努めます。

② 民間団体との連携

- ・ 民間団体と協働で、小・中学生、高校生、大学生、専門学校生、教職員、保護者を対象に出前授業(講座)を実施します。
- ・ 県内プロスポーツチームと連携した、人権に関する啓発活動において、正しいDV理解の促進と予防教育・啓発のための取り組みを検討します。

③ デートDV防止のための啓発

- ・ デートDVの事例を盛り込んだ予防啓発リーフレットを中学生及び高校生向けに作成・配布し、デートDVの防止に努めます。
- ・ 家庭や地域などあらゆる場で、デートDVに関する正しい理解を促すための啓発を図ります。

④ SNS等を活用したDV予防教育・啓発等の実施

- ・ 若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供するため、SNS等を活用した若年層にも届きやすい広報媒体を活用します。

重点目標3 調査研究への取り組み

【現状と課題】

本県においては、令和6年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、DVの被害・加害経験等の実態把握や県民意識の調査を行いました。DV防止に向けた取り組みの充実や、より適切な被害者支援を行うためには、DVの実態や県民の意識を調査研究する必要があります。

また、DVを防止するためには、被害者を保護・支援する対策だけではなく、加害者の更生に向けた取り組みも必要です。加害者の更生プログラム等については、国において本格実施に向けた取り組みが進められており、他県及び民間団体における取組状況を注視する必要があります。

【今後の方策】

① 男女間における暴力に関する調査の実施

- ・ DVの実態把握等のため、調査研究を行い、今後の施策につなげるよう努めます。
- ・ 男性や性的少数者の被害者への支援のあり方について、実施方法や関係機関との連携を検討します。

- ・ 計画策定後は、施策の進捗状況を継続的に確認・管理し、事業の実施状況や成果に対する評価を行うことで、PDCA サイクルに基づく施策の改善を図ります。

② 加害者対策への取組み

- ・ 国においては、被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑制するための地域社会内でのプログラムについて試行実施が行われるとともに、令和5年には加害者プログラムの実施に向けた留意事項が取りまとめられるなど、本格実施に向けた取組みが進められています。今後も、他県及び民間機関における取組状況等を調査し、プログラムの実施を検討します。
- ・ 自らの暴力行為に悩み、問題意識を持つ加害者に対し、民間団体と連携し、適切な情報提供に努めます。

基本目標Ⅱ 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備

DVに関する相談件数は、近年、高止まりの傾向にあります。被害者が相談の機会を失せず、迅速に問題解決につなげていくためには、発見・通報に関する体制を整備するとともに、身近な相談窓口の設置など相談体制の充実が必要です。

DVは家庭内で行われることが多く発見や通報は容易ではないため、被害者の早期発見のためには、民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療関係者、相談機関に連携協力を求めることが必要です。また、通報を受けた配偶者暴力相談支援センターや警察は、被害者の安全確保を第一として、被害防止の措置や一時保護等の適切な対応に努める必要があります。

さらに、言葉や生活習慣の違いから様々な問題を抱えている外国人被害者や障害のある被害者、高齢の被害者など、特に配慮を必要とする場合もあります。そのため、被害者のニーズや状況に応じた適切な助言や援助を行うなど、被害者が安心して相談できる体制づくりに取り組むことが必要です。

重点目標4 発見・通報等に関する体制整備

【現状と課題】

被害者を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることになっていますが、DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、被害者も加害者からの報復や家庭の事情など様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられます。

被害が重大なものになる前に発見し、被害者に対し適切な支援情報を提供するためには、地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や男女共同参画推進員に理解と協力を求めるとともに、児童相談所等と連携し、被害者の発見、通報、保護につなげていくことが必要です。

特に医療関係者は、日常の業務を行うなかで被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において、積極的な役割が一層期待されます。

【今後の方策】

① DV発見・通報のための周知

- ・ DVには身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力など多様な形態が含まれることを周知し、これらの暴力を発見した者が、加害者に知られないよう配偶者暴力支援センター等の相談機関を教示することや、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることの重要性について広く周知していきます。

- ・ 一般からの通報が容易にできるように、法制度やその趣旨、相談窓口等の情報提供を行います。
- ・ 児童生徒の様子から家庭内のDVを発見しやすい教育関係者に対し、こどものこころのケアや安全確保等に関する情報提供に努めます。
- ・ 被害者の早期発見や保護のため、妊産婦の相談や乳幼児健診など母子を支援する保健師、助産師、看護師等に対し、DVに関する理解促進を図るとともに、連携を強化します。
- ・ DV相談以外の市町村窓口においても、職員のDVに対する理解を深めることで、支援の入り口を広げる体制づくりを推進します。特に、多様な背景をもつ被害者や身体的暴力に限らず、精神的・経済的DVなど多様な被害形態について幅広く周知・啓発を行い、窓口対応の質の向上を図ります。

② 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ

- ・ 地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員や人権擁護委員、男女共同参画推進員に、被害者の発見・通報や支援情報の提供に対する理解と協力を働きかけます。

③ 児童相談所等との連携

- ・ こどもの様子や児童虐待の発見から被害者の発見、通報・保護につなげるため、児童相談所など児童虐待を取り扱う関係機関のDVに関する理解促進を図るとともに連携の強化に努めます。
- ・ DV、児童虐待両方の観点から発見、通報・保護につなげるため、児童相談所と女性相談支援センターの相互理解を図り、連携を強化します。
- ・ 学校、保育所、保健所等に対してDVに関するリーフレットを配布するなどの情報提供を通じて連携強化を図ります。

④ 医療関係者への周知

- ・ 日常の業務を行う中でDV被害者を発見しやすい精神科や整形外科などの医療関係者や医療関係者をめざす学生等のDV被害に対する知識・技術を一層深め、DV被害者及びその家族の支援体制のさらなる充実を図るため、医療関係者を対象とした研修を実施します。
- ・ 医療関係者による適切な被害者対応と被害者支援体制強化のため、医療機関に対してDV対応マニュアルや相談窓口案内カード、各種パンフレット等の情報資材を提供します。

重点目標 5 通報への適切な対応

【現状と課題】

令和6年にDV事案として認知された件数は、県内では517件、全国では9万4千件余りとなり、いずれもDV防止法が施行されて以降過去最多となりました。

DV事案は、生命にかかわる重大な事案につながるおそれもあるため、警察や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が十分に連携し、状況に応じた適切な対応を行う必要があります。

【今後の方策】

- ① 被害者と同伴家族の緊急時における安全確保
 - ・ 被害者の心身の状況や置かれた環境から必要と認められるときは、保護の求めを受けた機関をはじめ、女性相談支援センター、警察等の関係機関が連携し、被害者の意思を尊重しながら、一時保護などの安全確保に努めます。
 - ・ 女性相談支援センターが運営する一時保護所が離れているなどの場合においては、民間団体が実施する民間シェルターや居場所の活用が重要です。これらの機能を持つ民間団体との連携強化に努めます。
 - ・ 身近な行政主体である市町村に対して、地域における社会資源を活用して被害者に避難場所を提供する、女性相談支援センターに同行支援を行うなどの緊急時における安全確保の実施について働きかけます。
- ② 配偶者暴力相談支援センターにおける対応
 - ・ 女性相談支援センターにおいて、夜間・休日に相談に応じる電話相談員や、宿日直指導員のスキルアップを図るための研修を実施し、適切な対応に努めます。
 - ・ 夜間・休日において被害が急迫している場合、緊急の保護に対応できるよう、女性相談支援センターと警察との連携をより一層図ります。
 - ・ 女性相談支援センターへの入退所時には警察の同行支援を要請するなど、被害者の安全を確保します。
 - ・ 女性相談支援センターにおいて、心理的被害を受けた被害者や同伴家族へ速やかに対応できるよう、精神科医や臨床心理士等との連携強化に努めます。
 - ・ 児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待に当たると思われる場合には、児童相談所や市町村に通告・通報します。また、その後の被害者と同伴家族に対する支援に際しては、児童相談所や市町村と十分な連携を図ります。

③ 警察における対応

- ・ 被害者から相談があった際には、緊急時の 110 番通報や自衛手段の教示に加え、関係機関の紹介や加害者への指導・警告など、警察がとり得る各種措置について個別の事案に応じて丁寧に説明し、被害者の意思決定を支援します。また、常に被害者の立場に立った適切な対応を徹底し、安全確保と自立支援につなげます。
- ・ 配偶者等からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止にあたるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護します。
- ・ 被害者から被害内容の聴取など必要な調査を行い、事件化の検討や加害者への指導・警告を行うなど、適切な措置を講じます。
- ・ 加害者に対し、加害行為への自覚を促す指導・警告を行うなど、暴力を抑止する働きかけを行います。

④ 関係機関の連携による対応

- ・ 富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援調整会議において、DVの防止及び被害者の保護を図るため、関係機関・団体等の緊密な連携及び総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。
- ・ 人身安全関連事案対応について、関係機関・団体等と合同研修会を行い、連携、協力体制の充実を図ります。

⑤ 教育機関・医療機関における対応

- ・ 教育関係者は、こどもの様子などから早期にDVを発見しやすい立場にあることから、早期発見とこどものケア、安全確保等に資するため、教育関係者に対し、DVに関する情報提供を行います。また、教育関係者向けのDV対応マニュアル等を配布します。
- ・ 医療関係者は、日常の業務を行うなかで被害者を発見しやすい立場にあることから、早期発見や警察等への通報、相談機関の情報提供等に資するため、医療関係者向けのDV被害者対応マニュアルを配布します。
- ・ 各学校において、児童・生徒から個別の相談を受けた場合には、関係機関と連携し、適切な支援にあたります。
- ・ 学校現場において、教員が児童・生徒の変化に気づき、必要な支援につなげられるよう、教員を対象とした啓発講座を実施します。

重点目標 6 相談体制の充実

【現状と課題】

DVに関する相談に対応し迅速に問題解決につなげていくためには、性別や性的指向等を問わず被害者が相談しやすい多様な相談体制の整備が必要です。

女性相談支援センターにおいては、「夫やパートナーからの暴力（DV）対応マニュアル」を作成し、関係機関と協力・連携して被害者の相談や支援を行っています。現在、夜間・休日も電話相談を受け付けており、緊急の場合は24時間対応できる体制となっています。

警察本部及び県内全警察署においても、女性警察官の効果的な運用により、女性が安心して相談できる体制を整備するとともに、DV相談を24時間体制で受理しています。

さらに、平成19年のDV防止法の改正により、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたことから、市町村における設置を働きかけ、支援するとともに、身近な相談窓口である市町村の相談体制の充実を支援していく必要があります。

また、多様な背景をもつ被害者が、県内のどこにいても支援等の情報を入手し利用できるよう、相談窓口の周知を強化する必要があります。

【今後の方策】

① 身近な地域での相談体制の充実

- ・ 市町村が、住民のDVに関する第一次的な相談機関として、相談窓口を明確化し、相談員の配置や庁内連携体制の整備により相談体制を整備することを支援するとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけます。
- ・ 市町村の相談窓口等に精神的ケアが必要と思われる被害者が相談に訪れた際に、速やかに地域の身近な場所でのケアにつなげられるよう、DV被害者支援に理解のある精神科医や臨床心理士等によるネットワークの整備に努めます。
- ・ 市町村の各種窓口において対応する職員等が、身体的暴力のみならず、精神的・性的・経済的DVなど多様な被害形態について理解を深めることで、潜在的な被害の掘り起こしにつなげます。
- ・ DV対応マニュアルの改訂や市町村担当職員等を対象とした研修の実施により、職務関係者の一層の能力向上を図ります。
- ・ 相談窓口カードを作成し、企業、医療機関等と連携しながら、被害者に相談機関に関する情報が届くように努めます。

- ・ 県民共生センター（サンフォルテ）相談窓口において、相談員による一般相談のほか、弁護士・臨床心理士による特別相談等を実施します。
- ・ 厚生センターや女性健康相談センター等、DV被害者からの相談が想定される機関に対し、マニュアルを配付するなどDV被害者支援に関する情報提供を行い、相談から支援までの一連の流れにおける連携や機能の強化に努めます。

② 女性相談支援センターの相談機能の強化

- ・ 女性相談支援センターは、県の中核となる配偶者暴力相談支援センターとして、広域連携を含めた総合調整機能を担います。
- ・ 市町村、福祉事務所など地域の相談窓口や民間団体に対する情報提供、困難事例への対応、関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 心理的被害を受けた被害者や同伴家族が相談に訪れた際に、被害者の身近な地域の精神科医や臨床心理士等に速やかにつなぐ体制を整備するなど、女性相談支援センターの相談機能強化に努めます。
- ・ 内閣府が実施する「DV相談+（プラス）」は24時間電話相談を受け付けており、チャットによる相談も可能です。多様な状況の被害者の利用が期待できることから、DV相談+の周知強化に努めます。
- ・ 弁護士による法律相談や精神科医による医療相談の実施など、専門家による特別相談を実施します。
- ・ 複雑化する相談に適切に対応するため、今後さらに相談員の専門性や能力の向上を図り、相談体制を充実させるための方策を検討します。

③ 警察の相談体制の充実

- ・ 警察が被害者から相談を受けた場合は、関係機関、警察本部長等の援助の制度、保護命令制度等、必要な情報提供を適切に行い、被害者の意思決定を支援します。
- ・ 警察本部及び各警察署に相談を受理するために設置された総合窓口を周知するための広報を実施します。
- ・ 相談110番など電話相談体制を充実させ、女性の相談員の対応や関係部署との連携を強化し、被害者の意向を踏まえた迅速かつ適切に対応できる体制を強化します。

④ 男性や性的少数者からの相談体制の整備

- ・ 県民共生センターにおいて、「男性相談員による男性のための電話相談」や「男性臨床心理士による男性のための特別相談（面談）」を実施するなど、DVに悩む男性からの相談に対応しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 性的少数者等、多様な背景をもつ被害者等が相談しやすい体制整備に向け、他県の取組状況等を調査し、検討を進めていきます。

⑤ 多様な相談窓口の情報提供と周知の強化

- ・ 人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）の人権相談所やみんなの人権110番、日本司法支援センター（法テラス）のDV等被害者法律相談援助制度、県弁護士会のストーカー・DV無料電話相談、民間団体の相談など多様な相談窓口の情報が被害者に届くよう連携を図ります。
- ・ 内閣府が実施する「DV相談+（プラス）」は24時間電話相談が可能で、チャットによる相談も可能です。多様な状況の被害者の利用が期待できることから、DV相談+の周知に努めます。（再掲）
- ・ DV被害者の中には、身近な市町村窓口での相談にためらいを感じる方もいることから、匿名性を確保した相談方法の検討を行い、対面以外の選択肢を充実させることで、安心して相談できる環境の整備を進めます。あわせて、SNSを活用した相談窓口「女性相談@富山県」について広く周知を行い、若年層を含む多様な層への支援の入り口を広げます。

重点目標 7 職務関係者等の能力向上への取組み強化

【現状と課題】

DVの相談対応は、女性相談支援センター、市町村、警察、福祉事務所等多くの機関で行っており、DVに対する社会的な関心の高まりを受け、相談件数は近年高止まりの傾向にあります。被害者の相談や支援に係る関係機関の職員は、DVの特性や社会資源の活用、関係機関との連携の取り方等を十分に理解し、被害者に対し適切に対応するよう能力の向上を図ることが重要であり、不適切な言動により、被害者にさらなる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要です。

自立支援には、複数の関係機関が関わることから、それぞれの窓口で二次的被害が起こらないよう、対応する職員の資質を向上することが重要です。

また、職務の特殊性から相談等の過程で、いわゆる「代理受傷」を経験したり、「バーンアウト(燃え尽き)」状態など心身の健康が損なわれることのないよう、職員の心身の健康管理にも配慮する必要があります。

【今後の方策】

① 相談窓口職員の研修の充実

- ・ 市町村職員、民間団体職員を含む被害者からの相談に携わる職員等に対する基礎研修、実践研修の実施等、相談窓口、業務に応じた研修の実施に取り組みます。
- ・ DV以外の相談窓口においてもDV被害に気づき、適切な相談窓口を紹介することができるよう、市町村等の職員への研修を行います。
- ・ 国が行う暴力被害者支援のためのワークショップなどの研修に積極的に参加します。また、国から提供される研修教材について関係機関・関係団体に情報を共有します。

② 相談員のメンタルヘルスケアの充実

- ・ 相談員の心身の健康が損なわれることのないよう、その職務の特性に配慮して、医師、心理カウンセラー等による心のケアを行います。

③ 職務関係者等に対する研修

- ・ 学校教職員や保育所の職員、警察職員、医療・福祉関係職員などの職務関係者等に対して、各機関の会議や研修会の場を活用して、DVの特性、二次的被害防止のために配慮すべき事項、障害者、外国人及び性的少数者等の人権の尊重、被害者の安全確保及び職務の適切な執行などについて、実務的な研修を行うよう努めます。

- ・ 児童、生徒を指導する立場の教職員等を対象に、DV、デートDVへの理解を深め予防するための講座を開催し、小学生・中学生・高校生への予防啓発に努めます。
- ・ 女性相談支援センターにおいて女性相談支援員等連絡会議を開催し、女性相談支援員や市町村窓口担当者等の情報共有やスキルアップに努めます。

重点目標 8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実

【現状と課題】

女性相談支援センターや警察においては、外国人被害者からの相談や一時保護所入所の際に、必要に応じて通訳を介し対応しています。外国人被害者は言葉や文化の違いから相談内容が伝わりにくいため、適切なサービスや専門的な相談を迅速に受けられるよう、情報の提供や相談しやすい体制の整備を図る必要があります。

障害者や高齢者についても、DVに関する相談機関の情報が届きにくい、被害がより潜在化しやすい、DV以外の重複した課題を抱えているケースが多いなどの特徴があるため、関係機関の職員や民生委員・児童委員等地域の福祉に関わる方々に対し、DVを発見した場合の通報や適切な支援について周知を図るとともに、女性相談支援センターをはじめとする関係機関相互の連携協力体制を強化する必要があります。

【今後の方策】

① 支援情報の提供

- ・ 多言語による相談窓口紹介カード等を配布し、外国人へ相談窓口等の周知を図ります。
- ・ 障害者権利擁護センターや地域包括支援センター等、障害者や高齢者の相談機関に対し、あらゆる機会を通じてDVについて広く周知します。あわせて、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが分かりやすく、相談しやすいと感じられるような周知方法を工夫し、支援へのアクセス向上を図ります。
- ・ 県民の障害者権利擁護・虐待防止についての理解や意識を広めるため、障害者虐待の定義や通報の流れ、県・市町村の相談窓口を紹介するリーフレットを配布します。

② 相談体制の充実

- ・ 配偶者暴力相談支援センターと高齢者、障害者及び外国人にかかる相談窓口との連携を強化し、被害者の早期発見に努めます。

- ・ 被害者が高齢者又は障害者である場合、各社会福祉施設等でのショートステイ事業等の活用を進めるなど、市町村や施設の連携・協力体制の強化に努めます。
- ・ 市町村及び地域包括支援センター職員、介護保険サービス従事者等を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨・内容を周知する研修を行います。
- ・ 障害者権利擁護センターにおいて、相談窓口を設置し、障害者虐待を受けた被害者及び養護者支援に関する相談対応を行います。
- ・ 「障害者 110 番」相談窓口において、被害者の早期発見に努めるとともに、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成し専門相談を行います。
- ・ 外国人ワンストップ相談センターにおいて、三者通話による通訳サポートを実施するとともに、女性相談支援センターなど関係機関と連携を図ります。

③ 高齢者世帯等への見守り体制の構築

- ・ 民生委員・児童委員等、地域で高齢者世帯等への見守りを行っている方へ、DV対応マニュアルの配布等によりDVに関する情報提供を行い、被害者の早期発見につなげます。
- ・ 高齢者世帯等に対する見守りや外出支援など住民参加型福祉活動に対し支援します。
- ・ 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の職員等にDVに関する情報提供を行い、被害者の早期発見や相談機関の周知等適切な支援につなげます。

基本目標Ⅲ 安全な保護体制の構築

被害者の保護にあたっては、何よりも被害者の安全の確保が重要であり、被害者を加害者の暴力から緊急に避難させ、安全な場所で保護し、適切な支援を行っていくことが必要です。また、被害者の同伴する家族や支援者等についても安全確保のための支援が必要です。

一時保護の受入れにあたっては、入所者の不安と緊張を緩和し、安心して支援を受けられるよう留意する必要があります。

被害者に子どもがいる場合には、子どもに対する支援を行うため、福祉事務所、警察、児童相談所、学校等関係機関との緊密な連携が必要です。

重点目標 9 女性相談支援センターを中心とした保護体制の整備

【現状と課題】

女性相談支援センターでは、緊急の場合は、被害者の一時保護の受入れに 24 時間対応できる体制となっており、医師、心理支援員、福祉指導員、女性相談支援員等が、被害者が安心して生活し、退所後に自立できるよう個々のケースに応じて、精神的ケアや生活指導、退所後の生活についての情報提供等を行っています。特に、DV被害者は、一時保護所に入所する際、精神的・心理的トラブルを抱えている場合が多く、医学的・心理学的ケアの充実を図る必要があります。

警察においても、被害者の緊急的な避難措置を行うなど、女性相談支援センターと連携した適切な対応に努めています。

また、女性相談支援センターが運営する一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を適当な場所にかくまうなどの緊急時における安全確保については、身近な行政主体である市町村において積極的に実施されることが望ましいことから、今後は、市町村、関係機関との連携を一層強化して、被害者一人ひとりの事情に配慮した対応が円滑に行われるよう、保護体制を整備していく必要があります。

一方、様々な事情から一時保護所への入所につながらないケースが潜在化し、必要な支援等が受けられていない懸念があります。民間団体と連携して、多様なニーズに応じた一時保護体制の構築に努めます。

【今後の方策】

- ① 女性相談支援センターにおける一時保護体制の充実
 - ・ 被害者本人の状態や意向、同伴者の有無など様々な状況に対応するため、児童相談所等関係機関と連携し、被害者及び被害者に同伴するこどもの適切な保

護に努めます。

- ・ 一時的に保護が集中する場合や、被害者の状況に応じた保護が必要となる場合等に対応できるよう、一時保護を委託するとともに民間シェルターを活用します。
- ・ 退所後も専門的な支援を必要とする被害者については、女性相談支援センターにおいて、来所・電話相談に応じることや、市町村の相談窓口などの関係機関に引き継ぐなど、被害者への支援が途切れることがないように努めます。

② 医学的・心理学的ケアの充実

- ・ 女性相談支援センターは、事案に応じ、女性相談支援員や心理支援員等の支援に関わる職員が連携して、被害者に対する医学的・心理学的な援助を行います。
- ・ 心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対して、心理支援員等が心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行います。
- ・ 性的な被害による心的外傷等を抱えている方への対応については、性暴力被害ワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていきます。
- ・ 経済的困難を抱える被害者については、事案に応じ、無料低額診療事業の利用について情報提供を行います。また、県及び中核市は、無料低額診療事業実施診療施設の周知に努めるとともに、受診の手続等が円滑に進むよう、関係機関に対する周知に努めます。

③ 保護命令制度の利用等

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が円滑に保護命令の申立てができるように、被害者に対し、保護命令の制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行います。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターに相談した被害者が保護命令の申立てを行う際には、被害者の安全確保が図られるように、事前に警察に情報提供を行う等、配偶者暴力相談支援センターと警察の連携を強化します。
- ・ 被害者の同伴する家族や支援者等について、その安全確保の観点から必要な措置を講ずるとともに、具体的な状況に応じてDV防止法等の適用を勧めます。
- ・ 被害者やその家族等に対し、緊急時の警察への迅速な通報等について教示します。

- ・ 警察においては、加害者に対して、保護命令制度を認識させるとともに確実に遵守するよう、指導警告を行います。
- ・ 県は、生命又は身体に加えて自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた場合にも接近禁止命令等の保護命令の申し立てをできることなど保護命令制度について広く県民に周知します。

④ 多様なニーズに対応した一時保護体制の構築

- ・ 民間シェルターと連携し、被害者への居場所の提供やカウンセリング、生活支援など、自立に向けた継続的支援を実施します。
- ・ 民間シェルター等を利用する被害者が適切な支援を受けられるよう、民間団体スタッフ等の育成、能力向上のための研修を行います。
- ・ 民間団体等と連携して、被害者の自立に向けた中長期支援の体制の充実を図るとともに、支援のあり方について、引き続き検討を行います。

⑤ 広域連携の推進

- ・ 被害者の県域を越えた送り出しや受入れの手続きがスムーズに行えるよう、他県との情報交換や連携促進に努めます。
- ・ 県外の女性相談支援センターとの間で、一時保護の相互受け入れを協議します。
- ・ 必要に応じ、県外の保護施設等との一時保護委託を活用します。

点目標 10 心身の健康回復に向けた支援

【現状と課題】

被害者は繰り返される暴力のなかで心身に傷を負い、加害者からの追及の恐怖や将来への不安により精神的に不安定な状態にあります。また、加害者によるマインドコントロールの影響を受け、自らの状況を認識しづらい被害者もいます。そのため自立した社会生活を営むことが可能になっても、精神的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことがあります。

女性相談支援センターでは、福祉指導員や心理的ケアを行う職員を配置することにより、被害者が安心して生活できるよう、きめ細やかにフォローアップする体制整備に努めています。また、県民共生センター（サンフォルテ）での特別相談の実施など、心身の健康回復に向けた様々な支援を実施しています。

被害者が一日も早く心身ともに健康で社会生活が送れるようになるための一層の支援が必要です。

【今後の方策】

① カウンセリングや特別相談の実施

- ・ 女性相談支援センターにおいて、心理支援員によるカウンセリングや心理療法を実施します。
- ・ 県民共生センター（サンフォルテ）相談窓口において、相談員による一般相談のほか、弁護士・臨床心理士による特別相談等を実施します。（再掲）

② 女性相談支援センターを中心としたメンタルヘルスケアの実施

- ・ 女性相談支援センターを中心として、心の健康センター、厚生センター、保健センター、医療機関等の関係機関が、それぞれの専門性や機能を活かしながら、相互に連携を図り、精神面での中長期的ケアを行います。
- ・ DV被害者支援に理解のある精神科医や臨床心理士等のネットワークを整備し、心理的被害を受けた被害者や同伴児童が地域の身近な場所で速やかに精神的ケアを受けられる体制の整備に努めます。
- ・ 精神保健に関する課題のある被害者には、厚生センター等と連携し適切に対応するよう努めます。
- ・ 女性相談支援センターにおいて、精神科医による医療相談を実施するほか、精神科医療機関への受診を支援します。

③ 自助グループの活動支援

- ・ 同じような経験を持つもの同士が語り合うことが自立に向けて有効であることから、県においては、被害経験者同士による情報交換、交流などの自助グループ活動について支援します。また、女性相談支援センターにおいては、こうした自助のためのグループ等の情報についても被害者に提供します。

重点目標 1 1 こどものケア体制の充実

【現状と課題】

「児童虐待の防止等に関する法律」では、こどもの前でDVを行うことは、直接こどもに対して向けられた行為でなくても、児童虐待であるとされており、児童相談所への通告件数が近年増加しています。また、こどもが直接、暴力の対象となっているケースもあります。さらに、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまうこともあり、DVが、こどもの成長にも深刻な影響を与えていると言われています。

このため、女性相談支援センターでは、被害者に同伴するこどもが心理的外傷を受けているような場合には、児童相談所と連携して心のケアを行っています。

また、こどもの心のケアとともに、保育の機会や教育の場が確保されることも重要であり、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等関係機関が連携してこどもの保護と援助に取り組んでいく必要があります。

【今後の方策】

① こどもの支援のための体制づくり

- ・ 女性相談支援センターと児童相談所とが連携し、こどもの状況把握や心理療法を実施するほか、必要に応じた一時保護委託、専門的なケアを必要とするこどもへの支援を行います。
- ・ 心理支援員や保育士を配置するなど、女性相談支援センターにおけるこどものケア体制を整備します。
- ・ 被害者の同伴児童に精神的なケアが必要と判断された場合に、身近な場所でケアを受けられるよう、DV被害者支援に理解のある精神科医や臨床心理士等によるネットワークの整備に努めます。
- ・ スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の家庭環境等の改善を支援するほか、スクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童生徒の心のケアに努めます。

- ・ 市町村職員や児童福祉に関わる者を対象に、児童虐待に関する研修を実施します。
- ・ 親子双方の回復と安定を図るため、保護者への心理的支援と並行して、こどもに対するケアや教育的支援を行う親子同時並行プログラムの考え方を取り入れた支援の実施に努めます。
- ・ 各市町村は、要保護児童対策地域協議会やケース会議との連携を強化するよう努めます。

② こどもの学習支援及び安全確保

- ・ 安全確保の観点から、一時保護した場合には、保護所において、教育委員会や学校から教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、こどもに適切な学習機会を提供します。
- ・ 被害者とこどもの置かれた状況に関する情報管理や安全確保について、市町村に対し一層の理解と協力を求めていきます。

基本目標Ⅳ 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化

被害者の自立を支援するにあたっては、多くの被害者が、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、こどもの保育・就学の問題、離婚等に係る法的問題、心的外傷後ストレス障害等、複数の課題を同時に抱えている状況に留意する必要があります。

被害者が地域社会のなかで自立した生活を送ることができるよう、被害者に適切な情報を提供するとともに、必要に応じて、関係機関と連絡調整し、各種制度の情報提供や手続きについての助言など被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制を強化することが必要です。

重点目標 1 2 関係機関との連絡調整

【現状と課題】

被害者が自立して生活しようとする際、就労や住宅の確保など様々な課題があり、その課題解決に関わる関係機関等は多岐にわたります。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、関係機関等との連絡調整は極めて重要です。

また、複数の窓口に対し、被害者が繰り返し自身の置かれた状況を説明することが、被害者にとって大きな負担となり、二次被害となりうることから、相談内容や、希望する支援の内容については、関係機関同士が密接に連携し情報共有を行うことが求められます。

さらに、自立支援にあたっては、被害者の安全確保のため、被害者の居所等が加害者に知られることのないよう、被害者及びその支援者等に係る情報の保護にも十分留意することが必要です。

【今後の方策】

① 手続きの一元化等

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、事案に応じ、関係機関への同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と手続きの円滑化を図ります。
- ・ 市町村における被害者の自立支援のための関係部局の連携を促進するとともに、被害者が支援を受ける手続きを行う際に、一定の場所に関係部局の担当者が出向くことによって、被害者がワンストップで手続きを進めることができるような体制づくりを働きかけます。
- ・ 住民基本台帳事務における支援措置等に係る証明書の発行が適切な相談窓口等で行われるよう、関係機関に働きかけます。

② 被害者等に係る情報の保護

- ・ 被害者の自立支援においても、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の居所や被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理の徹底について、相談機関、学校、保育所、福祉事務所、市町村等の関係機関に周知を図ります。
- ・ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付請求の制限措置、マイナンバー制度など各種制度におけるDV被害者の取扱いについて、被害者に情報提供や手続きの支援を行うとともに、適切な運用が図られるよう市町村に周知を図ります。

重点目標 13 生活基盤確立のための支援

【現状と課題】

加害者から逃れた被害者が自立して生活するためには、住宅の確保、就労、各種支援制度や法制度の利用等の生活基盤確立のための支援に加え、中長期的な心理的ケアや意思決定支援等を実施することが重要です。

女性相談支援センターでは、個々の事案について、被害者からの相談内容に基づき、各種法制度等の情報提供やこどもとともに生活する被害者への支援を行っています。

住宅の確保については、被害者の公営住宅への優先入居を行うとともに、やむを得ない事情がある場合には、連帯保証人を立てることを要しないなどの弾力的な運用を行っています。

また、様々な事情を抱えながら自立しようとする被害者の就労支援については、被害者それぞれの状況に応じた情報提供を行うため、ハローワーク等関係機関との連携を強化することが必要です。

さらに、令和8年4月から、離婚後も父母による共同親権の選択が可能となることから、制度に関する適切な周知や、法的な手続きに関する支援の充実、各相談員の専門性の向上が必要です。

【今後の方策】

① 各種法制度の情報提供等の充実

- ・ 女性相談支援センターにおいて、住民基本台帳事務における支援措置等、各種制度の紹介を行うとともに、児童手当の受給等の手続きに必要な証明書の発行を適切に行います。
- ・ 福祉事務所等において、児童及び妊産婦の福祉に関する相談や、母子生活支援施設における保護の実施、生活保護の相談・申請が行われるよう、周知しま

す。

- ・ 年金、医療保険等についての情報提供や手続きに関する助言などの支援を行います。
- ・ 各市町村の自立相談支援機関において、生活保護に至っていない生活困窮者の自立に向けて、自立相談支援や就労準備支援、住居確保給付金の支給等を行います。
- ・ 離婚後の子の養育に関する民法等の改正に関して、適切な周知と広報に努めます。

② 法的な手続きについての支援

- ・ 相談の初期段階より弁護士が適切に関われるよう、女性相談支援センターや県民共生センターにおいて、弁護士による法律相談を実施します。
- ・ 日本司法支援センター（法テラス）が行うDV等被害者法律相談援助や民事法律扶助、県弁護士会のストーカー・DV無料電話相談等、被害者が司法手続きを進める上で支援となる制度について周知を行います。

③ ひとり親家庭の自立支援

- ・ ひとり親家庭向けポータルサイト「富山県ひとり親支援ナビ」において、ひとり親家庭に向けた必要な情報や相談窓口をわかりやすく配信します。
- ・ 厚生センター及び各市の母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談や情報提供の窓口として、悩みに対する相談や支援施策に関する情報提供、経済的自立に向けた就業支援など、幅広い相談・支援に努めます。
- ・ 児童扶養手当制度に関する普及啓発と利用者に対する制度の説明を十分に行い、適正な支給事務を行います。
- ・ 児童扶養手当の申請時等を活用し、ひとり親家庭等福祉施策に係る周知を行い、必要な支援が適時適切に受けられるよう積極的な情報提供に努めます。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行い、自立のための貸付けを必要とするひとり親家庭の親等に対し、迅速で適正な貸付事業を行います。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談や求人情報の提供、講習会の開催などの一貫した就業支援や、養育費相談、親子交流支援相談などの生活支援を実施します。
- ・ ひとり親等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立や就業の支援を行います。また、プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいる親に対し、住宅の家賃（実費相当）を無利子で貸し付けます。
- ・ ひとり親家庭の親を対象に、教育訓練講座の経費の一部支給や、資格取得の

ための養成訓練受講期間に係る生活費の負担軽減を図るための給付金を支給するほか、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。

- ・ 高等学校卒業程度認定試験をめざすひとり親家庭の親又は子に対し、講座の受講費用の一部を支給します。
- ・ 市町村と連携し、放課後児童クラブやファミリー・サポートセンターの利用料の一部を助成します。
- ・ 市町村において、一時的に生活援助、保育サービスが必要となったひとり親家庭を対象に、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図ります。また、県においても事業の活用促進に努めます。

④ 被害者のこどもに対するサポートの充実

- ・ 配偶者暴力相談支援センターと教育委員会、学校、市町村、保育所等が連携し、被害者に対してこどもの就学や保育に関する情報提供を行います。
- ・ 教育委員会、学校、市町村、保育所等に被害者のこどもの転出先や居住地、連絡先等に係る情報の管理の徹底について周知を図ります。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、安全確保のため、被害者に対して、学校への申出についての助言や、必要に応じて学校に連絡を行います。
- ・ 市町村に対し、被害者のこどもの保育所等への入所について、適切な配慮を行うよう働きかけます。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対して、保育所以外の保育サービスや予防接種、健診等に関する情報提供を行います。
- ・ 被害者の子への接近禁止命令や電話等禁止命令の発令も可能であることから、制度について、関係機関に周知を図るとともに適切な運用に努めます。
- ・ 被害者の同伴児童に精神的なケアが必要と判断された場合に、身近な場所でケアを受けられるよう、DV被害者支援に理解のある精神科医や臨床心理士等によるネットワークの整備に努めます。(再掲)
- ・ スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の家庭環境等の改善を支援するほか、スクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童生徒の心のケアに努めます。(再掲)
- ・ 市町村において、教員OBの学習ボランティア等が、ひとり親家庭の児童に対し、塾形式で学習支援を実施します。
- ・ 養育費の取り決めなど法律に関する問題等について、弁護士等による特別相談の充実を図ります。また、県内の町村に居住し、養育費の取決め及び履行確保のために費用を負担したひとり親家庭の方を対象に、負担した費用を補助します。

⑤ 就業支援の充実

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が抱える精神的・身体的な障害や、安全確保に関する課題を十分に考慮しつつ、ハローワーク等における就業支援等の情報提供と助言を行い、被害者の状況に応じた就業に向けた支援を行います。
- ・ 女性相談支援センターにおいて、必要に応じハローワーク等への同行支援を行います。
- ・ 県民共生センターにおいて、DV被害者等の自立支援のために、就職に必要なパソコンの技術を学ぶとともに、心のケアや仲間づくり等を支援する取り組みを実施します。
- ・ 県民共生センターで行う就業に関する講座について、被害者が優先的に受講できるよう配慮するとともに、必要に応じて受講にかかる経費を減免します。
- ・ 公共職業安定所および職業訓練施設においては、被害者の心身の安全に配慮しつつ、個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に努めます。また、管轄区域外での就職希望がある場合には、希望地の安定所と連携し、適切な支援を実施します。

⑥ 住宅の確保に向けた支援

- ・ 配偶者暴力相談支援センターでは、公営住宅の優先入居の措置について被害者へ情報提供を行うとともに、手続きに必要な証明書を発行し、被害者の住宅の確保に向けた支援に努めます。
- ・ 公営住宅への被害者の入居について、県では引き続き被害者の優先入居等を行うとともに、市町村においても弾力的に運用されるよう働きかけます。
- ・ DV等の困難を抱える母子世帯に対する支援の充実を図るため、中長期的な支援のあり方について引き続き検討します。また、地域のニーズや既存支援体制との連携状況を踏まえ、必要な支援内容について多角的に分析し、母子が安心して生活できる環境の整備に向けた基盤づくりを進めます。

⑦ 中長期的な心理的ケア及び意思決定のための支援

- ・ 親子双方の回復と安定を図るため、保護者への心理的支援と並行して、子どもに対するケアや教育的支援を行う親子同時並行プログラムの考え方を取り入れた支援の実施に努めます。(再掲)
- ・ 長年の暴力により、自らについて主体的に選択・判断する力を奪われている被害者に対しては、意思決定のための支援を実施することが重要です。他の支援やケアと並行して、被害者の意思決定を支援します。

基本目標Ⅴ 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備

DV対応は、ひとつの機関のみで解決策を見出すことは難しいため、様々な事情を抱えている被害者の立場に立って、多様な関係機関等が切れ目のない支援を行うことが必要です。

重点目標 14 地域における取組みの強化

【現状と課題】

平成19年のDV防止法の改正により、都道府県の義務とされていた基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村においても努力義務とされ、市町村が果たす役割は大きくなっています。

本県では、基本計画を策定した市町村は10市4町となっており(R6.10現在)、また、配偶者暴力相談支援センターについては、平成24年度に高岡市が設置し、被害者の身近な地域で相談対応等を行っていますが、さらなる取組みに向けて働きかける必要があります。

自立支援を含む被害者の保護を図るうえで、被害者と身近に接する立場にある市町村の主体的な取組みは極めて重要であり、市町村においても、DV防止法の趣旨を踏まえ、他の関係機関と連携を図りながらDV施策を進めていくことが求められます。

【今後の方策】

- ① 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
 - ・ 被害者にとって身近な地域における継続的な支援が重要であることから、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置について働きかけます。
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターを設置しようとする市町村に対しては、相談員研修の実施への支援、業務運営に必要な情報・ノウハウの提供など必要な支援を行います。
- ② 市町村基本計画策定の推進
 - ・ 市町村には、地域に根差したきめ細かな被害者支援等が求められることから、市町村におけるDV対策基本計画の策定を働きかけます。
 - ・ 市町村基本計画を策定しようとする市町村に対しては、策定に必要な情報・ノウハウの提供など必要な支援を行います。

③ 身近な地域での相談体制の充実（再掲）

- ・ 市町村が、住民のDVに関する第一次的な相談機関として、相談窓口を明確化し、相談員の配置や庁内連携体制の整備により相談体制を整備することを支援するとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけます。
- ・ 市町村の相談窓口等に精神的ケアが必要と思われる被害者が相談に訪れた際に、速やかに地域の身近な場所でのケアにつなげられるよう、DV被害者支援に理解のある精神科医や臨床心理士等によるネットワークの整備に努めます。
- ・ 相談窓口カードを作成し、企業、医療機関と連携しながら、被害者に相談機関に関する情報が届くように努めます。

④ 市町村におけるDV理解の啓発と相談体制強化に向けた支援

- ・ 市町村の窓口や民間団体等においてDV被害者の相談・支援業務に関わる職員を対象に、基礎的、実践的な研修を実施し、各市町村の相談体制の強化を図るとともに、市町村と民間団体の連携を強化します。
- ・ DV被害者支援に理解のある精神科医や臨床心理士等によるネットワークの整備に努め、ネットワーク登録医師等の一覧を作成し、市町村の相談窓口配布します。
- ・ DV以外の相談窓口においてもDV被害に気づき、適切な相談窓口を紹介することができるよう、市町村等の職員への研修を行います。（再掲）

⑤ 県と市町村との役割分担・相互協力

- ・ 県民のだれもが、適切な相談や保護を受けることができるよう、県と市町村が連携して広報や啓発に取り組みます。あわせて、市町村間における相談対応や支援体制について、県内のどこに居住していても同質かつ継続的な支援が受けられるよう、体制の整備と支援の質の向上を推進します。
- ・ 市町村の窓口や民間団体等においてDV被害者の相談・支援業務に関わる職員を対象に、基礎的、実践的な研修を実施し、各市町村の相談体制の強化を図るとともに、市町村と民間団体の連携を強化します。（再掲）
- ・ 平成19年のDV防止法の改正により、市町村には基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったことから、市町村に対して基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけます。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの設置が困難な市町村にあっても、配偶者暴力相談支援センターと同様の対応が可能となるよう、相談窓口担当職員に対する研修等の支援を行います。
- ・ 女性相談支援センターにおいて女性相談支援員等連絡会議を開催し、県と市の女性相談支援員や市町村窓口担当者等の連携を強化します。

- ・ 県は、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応します。

重点目標 15 関係機関の連携協力体制の強化

【現状と課題】

本県では、県及び国の関係機関等で構成する富山県DV対策連絡協議会を設置し、関係機関・団体等の緊密な連携を図るとともに、効果的な施策の推進についての意見交換を行ってきました。令和6年からは、DV防止法の改正および困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を受け、これまでの富山県DV対策連絡協議会を改組し、「富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議」として開催しています。これにより、DV被害者に加え、困難な問題を抱える女性への支援についても、関係機関・団体がより広範かつ実効的に連携し、支援体制の強化を図っています。

被害者の保護や自立支援にあたっては、女性相談支援センター、警察、市町村、福祉事務所、児童相談所、裁判所等が連携し取り組んでいます。

近年、被害者からの相談内容が多様化、複雑化するなか、関係機関の連携協力体制をさらに強化していく必要があります。

また、面前DVに関する児童虐待相談件数が高い水準を保っていることや、全国でDVと児童虐待が重複して起こる重篤な事案が発生していることから、それぞれの対応機関における実効性のある連携協力が必要です。

【今後の方策】

- ① 富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議の充実
 - ・ 富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議の代表者会議において、新たなDV施策や困難な問題を抱える女性への支援施策の提案、問題点や課題の提起、情報の交換等を行い、関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援などの切れ目ない支援が行われるよう関係機関の連携を強化します。
 - ・ 富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議の実務者会議において、個別ケース会議の傾向等の分析や支援方法の検討を行い、被害者の支援体制を強化します。
 - ・ 富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議の個別ケース会議において、支援対象者の意向に沿った詳細な支援の方向性や支援方法について関係機関を交えて話し合います。

- ② 配偶者暴力相談支援センター等を中心とした地域におけるネットワークの整備
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関の協議の場を設けるなど日頃からの密接な連携協力体制の整備や促進を図ります。

- ③ 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の推進
 - ・ 合同カンファレンスの実施、一時保護・措置解除の際の取り決めの策定、事案に応じた合同チームの結成等、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が連携して事案に対応できる体制を整備します。
 - ・ 「富山県子ども虐待防止ハンドブック」に配偶者暴力相談支援センターとの連携について明記し、児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターとの連携について児童虐待対応機関に周知を図ります。

- ④ 関連する地域ネットワークとの連携協力
 - ・ 女性相談支援センターの市町村要保護児童対策地域協議会への参画について、市町村に積極的に働きかけます。

- ⑤ 県と市町村との役割分担・相互協力（再掲）
 - ・ 県民のだれもが、適切な相談や保護を受けることができるよう、県と市町村が連携して広報や啓発に取り組みます。
 - ・ 市町村の窓口や民間団体等においてDV被害者の相談・支援業務に関わる職員を対象に、基礎的、実践的な研修を実施し、各市町村の相談体制の強化を図るとともに、市町村と民間団体の連携を強化します。（再掲）
 - ・ 平成19年のDV防止法の改正により、市町村には基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったことから、市町村に対して基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけます。
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターの設置が困難な市町村にあっても、配偶者暴力相談支援センターと同様の対応が可能となるよう、相談窓口担当職員に対する研修等の支援を行います。
 - ・ 女性相談支援センターにおいて女性相談支援員等連絡会議を開催し、県と市の女性相談支援員や市町村窓口担当者、民間団体職員等の連携を強化します。
 - ・ 県は、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応します。

- ⑥ 他の都道府県との連携
 - ・ 被害者のなかには、加害者等の追求から逃れるため、県外の施設で保護する広域措置もあり、県域を越えた広域的な連携が必要です。個別の事案において

円滑に他の都道府県との手続きが実施できるよう協議を進めるとともに、必要に応じ県外の保護施設等との保護委託を活用します。

⑦ その他の関係機関との連携強化

- ・ 被害者が不法滞在外国人である場合も想定されることから、地方出入国在留管理局等関係機関との連携を図ります。

重点目標 16 民間団体との連携・協働の充実

【現状と課題】

県内では、NPO等の民間団体が、電話や電子メール等による相談や被害者への同行支援、自助グループの開催、自立の際の生活物資の提供など様々な活動を行っています。

DV対策や被害者支援を進めるうえで、行政だけですべて対応していくことには限界があり、また、NPO等の民間団体が対応することで、被害者の多様な状況に応じて、柔軟に対応できるケースもあります。今後も行政、NPO等の民間団体が、それぞれの利点・特性を活かしながら連携・協働し、施策を推進していく必要があります。

【今後の方策】

① 民間団体との連携と協働

- ・ 相談、広報・啓発、被害者同行支援等の自立支援、研修等について、民間団体の有する豊富なノウハウやネットワーク、専門的知見を十分に活かし、県民目線にたったニーズを把握しながら、民間団体との連携・協働を推進します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、必要に応じ、民間団体と意見交換や調整を行うなど情報を共有し、連携に努めます。
- ・ 官民連携による支援充実のため、国等が発出する通知等について、民間団体に対して速やかな提供に努めます。
- ・ 民間シェルターと連携し、被害者への居場所の提供やカウンセリング、生活支援など、自立に向けた継続的支援を実施します。(再掲)
- ・ 民間団体等と連携して一時保護を実施し、被害者の自立に向けた中長期支援の体制の強化につなげます。(再掲)
- ・ 男性加害者や被害者からの相談への対応などについて、民間団体の創意工夫による提案を活かしながら、連携・協働を推進します。
- ・ 民間支援団体との連携・協働による取り組みを県全域で実施できるよう努めます。また、市町村と民間団体との連携を促進し、地域に根ざした支援体制の

強化を図ります。

② 民間団体等への支援の強化

- ・ DVの防止に向け、県民の理解と被害者保護に対する意識を高めるとともに、切れ目のない被害者支援を進めるため、NPO等の民間団体が実施するDV被害者支援やDV防止啓発活動に対し支援します。
- ・ 民間団体が主催するDVに関する講演会や学習会等イベントの後援や広報協力など民間団体の活動を支援します。
- ・ 被害者が適切な支援を受けられるよう、民間団体スタッフ等の育成、能力向上のための研修を行います。(再掲)

重点目標 17 苦情処理体制の整備

【現状と課題】

DVの相談や保護に係る職員の職務の執行に関する被害者からの苦情は、それぞれの担当機関で受け付けています。

苦情の申出があった際には、適切かつ迅速に処理し、円滑・円満な解決や信頼性、適正性の確保を図るよう努めることが必要です。

【今後の方策】

- ・ 関係機関においては、職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けた場合に迅速かつ的確な処理が行えるよう、苦情処理体制の確立に努めるとともに、必要に応じて、職務の執行の改善に反映するよう働きかけます。